

PPP/PFI 地域プラットフォーム
設置・運用マニュアル
(案)

令和5年 月

内閣府

国土交通省

はじめに

地域プラットフォーム形成の意義	3
1. 地域プラットフォームとは	3
(1) 地域プラットフォームとは	3
(2) 地域プラットフォーム導入の背景	4
(3) 協定プラットフォームとは	4
(4) 地域プラットフォーム設置の目的と地域にとっての意義	5
(5) 地域プラットフォーム・協定プラットフォームの設置状況	7
2. 地域プラットフォームの機能	10
(1) 地域プラットフォームの機能	10
(2) 地域プラットフォームにおける機能を果たすための取組み	11
(3) 協定プラットフォームにみる機能と取組みの成果	12
地域プラットフォームの形成	15
1. 地域プラットフォーム形成前の準備	16
(1) 担当部局の明確化、組織内体制整備	16
(2) 地域プラットフォームの活動方針の策定	18
2. 地域プラットフォームの形成	19
(1) コアメンバーの組成	19
(2) 運営体制と予算	20
(3) 活動計画の策定	21
(4) 協定プラットフォームにみる形成・推進主体とコアメンバーの役割分担	23

(5) 構成員（参加者）の検討	24
(6) 協定プラットフォームにみる構成員の参加意義.....	25
3 . 地方公共団体以外の団体が主導する地域プラットフォームの形成	30
地域プラットフォームの運営	33
1 . 実施内容（プログラム）の検討	33
2 . 官民対話の効果的な実施	38
(1) 官民対話の目的・項目の設定と必要な準備	38
(2) 官民対話を実施するにあたってのポイント	40
(3) 協定プラットフォームにみる官民対話の現状	48
3 . 地域プラットフォームの継続的な運営に向けた工夫.....	52
(1) PPP/PFI 案件候補に関する情報提供の仕組み導入	52
(2) 新型コロナウイルス感染症対策	53
(3) オンライン開催を活用した共同開催やハイブリッド開催など	54
(4) 開催内容の充実（セミナーのテーマの選定等）	56
(5) 運営体制面での工夫（地域プラットフォーム運営ノウハウの維持）	56
(6) 事務の簡素化等の負担軽減	56
地域プラットフォームの更なる活用	58
1 . 広域的な案件の形成	58
2 . PPP/PFI 事業発案のための民間提案制度と地域プラットフォームの活用	59
3 . 特定のテーマに対する取組み（地域の課題解決）	60
4 . 現地見学会の取組み	60
5 . 多様なテーマ設定	61

6 . 地域プラットフォームによる域内市町村サポート	61
7 . 地域企業の参画促進（福岡 PPP プラットフォームの取組例）	62
地域プラットフォームの事例	63
1 . とやま地域プラットフォーム（富山市等）	63
2 . 京都府公民連携プラットフォーム（京都府、京都銀行等）	66
3 . ふじのくに官民連携実施塾（静岡県）	70
4 . 山口地域 PPP/PFI 官民連携プラットフォーム（株YMFZONE プラニング等）	72
5 . ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム（岐阜大学等）	75
資料編	78

はじめに

公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用する多様な PPP/PFI 手法を導入することにより、新たなビジネス機会を拡大して地域経済好循環を実現するとともに、公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革に貢献することが期待されています。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、「地域の民間事業者による PPP/PFI 事業の案件形成力を高める地域プラットフォームの形成を推進する」ことが盛り込まれ、実効ある優先的検討の仕組みの構築・運用と合わせて PPP/PFI を推進することが示されました。

地域経済好循環の拡大に向けて着実に PPP/PFI を推進していくためには、地域の各主体がそれぞれ主体的な役割を果たすことが重要です。そのためには、地域における PPP/PFI 関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの形成・活用が有効であり、地域における PPP/PFI 事業の案件形成力を高めていくことが必要です。

これらを受け、平成 29 年 3 月に、地方公共団体等が PPP/PFI 地域プラットフォームの形成・運用を円滑に行うための「PPP/PFI 地域プラットフォーム運用マニュアル」（以下「旧マニュアル」という）を作成し、地方公共団体等が PPP/PFI 地域プラットフォームを形成・運用するに当たり必要な業務を整理し、既存の地域プラットフォームの事例を用いて具体的にその進め方を示しました。

その後、PFI 推進委員会計画部会での議論や、令和 4 年 6 月、「PPP/PFI 推進アクションプラン」が大きく改定され、その中で「これまでの取組を通して地域プラットフォームが蓄積した効果的な運営ノウハウ等を踏まえ、運用マニュアルを改訂し内容の充実を図るとともに、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成及び効果的な運営を働きかける」ことが打ち出されたことを踏まえ、この度旧マニュアルを改定し、令和元年度より開始した PPP/PFI 地域プラットフォーム協定制度に基づく取組の事例や地域プラットフォームにおける新型コロナウイルス感染症対策、参考になりそうな各地の地域プラットフォームの取組事例などを追加し、マニュアルの改定版（以下「本マニュアル」という）を作成しました。

本マニュアルは 5 章構成になります。

第 1 章では、地域プラットフォームとはどのようなもので、なぜ地域で形成する必要があるのかなど、地域プラットフォームを形成する意義を示しています。

第2章では、実際に地方公共団体等が地域プラットフォームを形成するに当たり、形成前の準備段階に何を行い、どのようにして地域でプラットフォームを形成し活動していくのか、実務者の視点から解説をしています。

第3章では、地域プラットフォームをより効果的な方法で運営するためのポイント、特に地域プラットフォームの機能のなかでも重要な官民対話機能に焦点をあて、その効果的な実施方法を示しています。さらには継続的な運営に向けた工夫について、新型コロナウイルス感染症対策も含め整理しています。

第4章では、PPP/PFI の案件形成を促進していく上での地域プラットフォームの更なる活用方法について触れています。

そして、最終章である第5章では、第1章から第4章の記載内容の参考となる、実際に活動をしている地域プラットフォームの事例を掲載しています。

本マニュアルは、これから地域プラットフォームを設置しようとする地方公共団体や地方銀行をはじめとする関係団体から、既に継続して活動していて、今後活動の範囲を広げようとする地域プラットフォーム関係団体まで、幅広い方々にとって参考になればと考えています。

ご活用ください。

地域プラットフォーム形成の意義

1. 地域プラットフォームとは

(1) 地域プラットフォームとは

PPP/PFI 地域プラットフォーム（以下「地域プラットフォーム」という）とは、地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI 事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体の案件形成を目指した取組みを行う活動の場です。地域で多種多様な PPP/PFI 案件を恒常的に形成していくため、継続的に活動を行います。具体的には、地域において PPP/PFI 事業に取り組む上で障害となっている地方公共団体等の経験不足やノウハウの欠如、地域企業や関係者の理解不足などの課題を解消するため、PPP/PFI に関するノウハウ習得のための勉強会、個別事業への PPP/PFI 手法活用に関する官民対話等の取組みを実施します。（図表 1）

〔図表 1〕地域プラットフォームのイメージ



(2) 地域プラットフォーム導入の背景

PPP/PFI の導入は、地域における新たなビジネス機会を創出・拡大して地域経済好循環を実現するとともに、地方公共団体の財政が厳しさを増す中で、公的負担を抑制しながら公共施設・インフラの維持を効率的かつ効果的に実施することが期待できることから、政府は PPP/PFI の活用を推進しています。

しかしながら、地域における PPP/PFI の導入は、地方公共団体と地域企業の官民双方にノウハウ・人材が不足しており取組み方がわからないことや、大手企業に仕事を取られてしまうといった不安から地域企業や地域の関係者から理解が得られにくいことなどの課題が障害となり、まだ十分には進んでいない状況にあります。

また、PPP/PFI の活用に取り組んでいる地域においても、地方公共団体では PPP/PFI 手法の導入や公有資産の活用等に関するアイデアが思い浮かばない、民間から PPP/PFI 事業に関するアイデアや意見を提案できる機会が無いなどの意見があり、民間のアイデアやノウハウを取り入れ、より効果的な PPP/PFI 事業の形成を行うため、積極的な官民対話が求められています。

地域プラットフォームでは、具体的な活動として、PPP/PFI に関するノウハウ習得のための勉強会、個別事業への PPP/PFI 手法活用に関する官民対話などを実施します。そうした取組みによって、地域において PPP/PFI 事業に取り組む上で障害となっている地方公共団体等の経験不足やノウハウの欠如、地域企業や関係者の理解不足などの課題の解消や、民間のアイデアやノウハウを事業計画に取り入れることによる事業の質の向上などが期待できます。

このように、地域プラットフォームは、地域で PPP/PFI に取り組む上での課題を解消するための取組みを行う場として有効であることから、政府の施策においても各地域での形成が推進されています。

(3) 協定プラットフォームとは

内閣府・国土交通省では令和元年度から、地域プラットフォームのうちその代表者と協定を結んだものを「協定プラットフォーム」と位置付け活動を支援しています。これは、一定の活動の実施が担保されているなどの要件を満たす地域プラットフォームに対し、内閣府の職員や専門家を講師として派遣したり、地域プラットフォームを通じて検討している PPP/PFI 事業に関する企画・構想の事業化を支援して、地域プラットフォームの活動を支援するための制度です。

協定プラットフォームの要件及び支援内容は図表 2 のとおりです。

[図表 2] 協定プラットフォームの要件及び支援内容

要件	<p>n体制に求める要件</p> <p>(1) 協定プラットフォームの構成団体は、協定プラットフォームに常時参画する地方公共団体、金融機関、民間事業者等とすること。</p> <p>(2) 協定プラットフォームの構成団体となる民間事業者等は、法人であり、かつ、反社会的勢力でないこと。</p> <p>(3) 協定プラットフォームの構成団体の中から、協定プラットフォームの企画・運営を行う代表者を置くこと。</p> <p>(4) 代表者には、地方公共団体（原則として、都道府県、政令指定都市、人口20万人以上の市区町村のいずれか）が含まれること。</p> <p>(5) 代表者を複数置く場合には、内閣府及び国土交通省（以下、「両府省」という。）との連絡調整を責任を持って行う者を置くこと。</p> <p>(6) 協定プラットフォームの代表者と同一都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認めること。</p> <p>n活動に求める要件</p> <p>(1) 次に掲げる機会を年1回以上提供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 参加者の PPP/PFI 事業のノウハウ習得の機会 ○ 地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会 ○ 地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会
支援内容	<p>Y 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣</p> <p>Y 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討している PPP/PFI 事業に関する企画・構想の事業化を支援等</p>

(4) 地域プラットフォーム設置の目的と地域にとっての意義

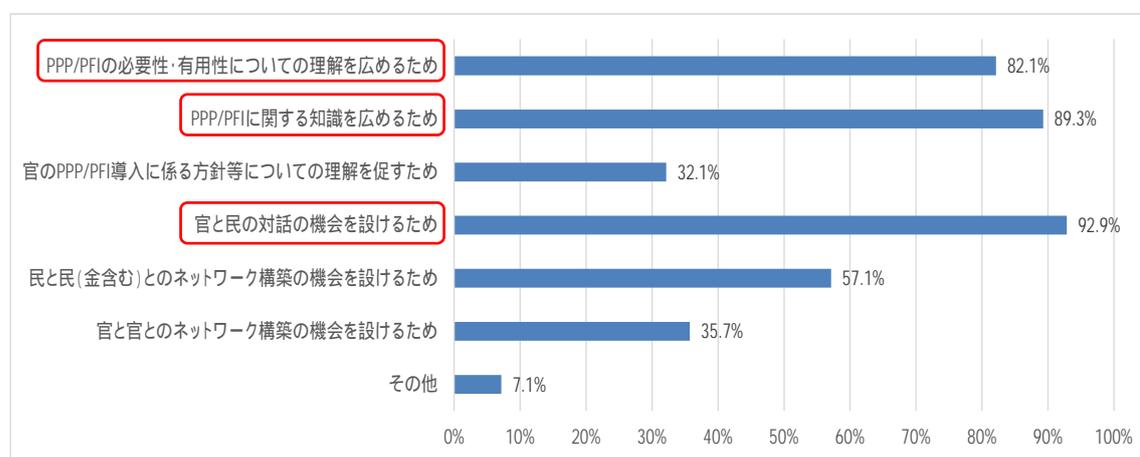
地域プラットフォームをこれから設置しようとする場合、スムーズに事が運ばばよいのですが、例えば県庁内で必ずしも広く積極的な協力が得られず、思うように設置が進まない、あるいは、設置はしてみたものの、関係者の機運が上がらずに活動が低迷する、といったことがあるかもしれません。その場合は、原点に立ち戻って地域プラットフォームをなぜ設置するのか、地域にとってどのような意義があるのかについて改めて整理してみて、関係者と認識を合わせることも有効な対策の一つと考えられます。

内閣府では、2020年10月に協定プラットフォームの代表者を対象にアンケート（以下「協定プラットフォームアンケート」という。）を実施し、各地域プラットフォームの設置目的を確認しています。

その結果では、**図表3**のとおり、多くの地域プラットフォームの設置目的が「官と民の対話の機会を設けるため」「PPP/PFIに関する知識を広めるため」「PPP/PFIの必要性・有用性についての理解を深めるため」となっています。

地域プラットフォームは、官と民の対話の受け皿となり官民の相互理解を促すとともに、事業の具体化につなげるために必要となるPPP/PFIに関する知識と必要性・有用性に関する理解を広めることに主眼が置かれていることがわかります。

[図表 3] 地域プラットフォームの設置目的



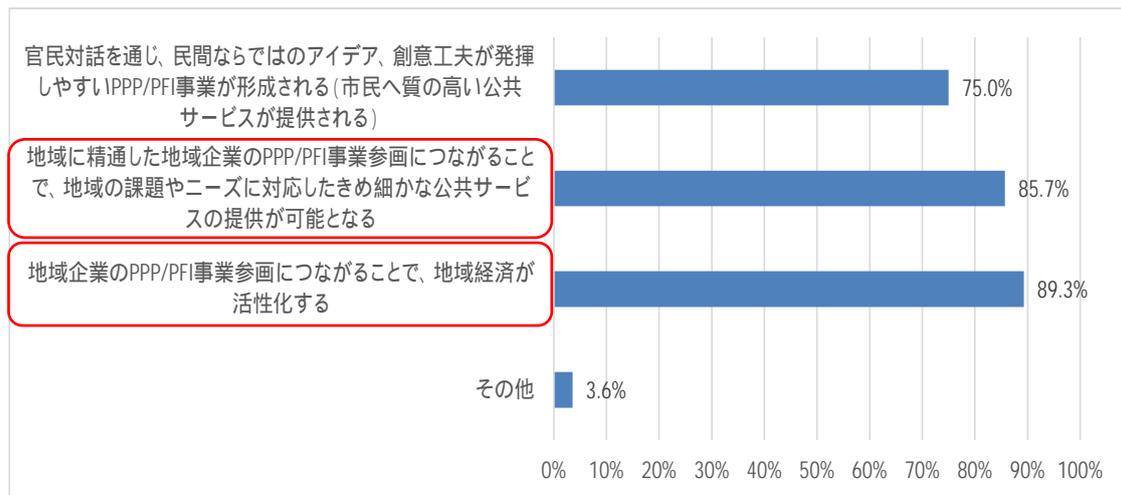
N=28

出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

また、当該アンケートでは、地域企業が地域プラットフォームに参加することの地域にとっての意義を確認しています。その結果からは、**図表4**のとおり、地域プラットフォームを通じて地域企業のPPP/PFI事業への参画が促されることで、「地域の課題やニーズに対応したきめ細かな公共サービス提供が可能となる」「地域経済の活性化につながる」といった地域にとっての意義が見出されていることがわかります。

このように、地域プラットフォームはその設置目的に沿った活動を通じ、地域企業のPPP/PFI事業への参画を促し、地域の課題解決や地域経済活性化に貢献しています。

【図表 4】地域企業が地域プラットフォームに参加することの地域にとっての意義



N=28

出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

（5）地域プラットフォーム・協定プラットフォームの設置状況

内閣府が2022年度までに形成支援^()の対象とした地域プラットフォーム、あるいは協定プラットフォームとして協定を締結した地域プラットフォームは、図表5のとおりです。

^()内閣府では地域プラットフォームの形成（立上げ）や運営を支援する事業を行っています。具体的には、実践ノウハウを有するコンサルタントを派遣し、セミナー等の開催を支援するとともに計画・設置段階から支援終了後の継続的な運営体制の構築までサポートします。

詳細は以下のURLから内閣府ホームページをご参照ください。

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html

[図表 5] 地域プラットフォームの設置状況

支援年度 (設立年度)	名称	形成・推進主体 (所在県)	PFの種類
2015	習志野市公共施設再生プラットフォーム	習志野市 (千葉県)	単独
	浜松市官民連携地域プラットフォーム	浜松市 (静岡県)	単独
	神戸市産官学金連携フォーラム	神戸市 (兵庫県)	単独
	岡山PPP交流広場	岡山市 (岡山県)	単独
	福岡PPPプラットフォーム	福岡市 (福岡県)	単独
2016	もりおかPPPプラットフォーム	盛岡市 (岩手県)	単独
	とやま地域プラットフォーム	富山市 (富山県)	単独
	ふくい地域プラットフォーム	株式会社福井銀行等 (福井県)	広域
	淡海公民連携研究フォーラム	滋賀県	広域
2017	相模原市PPP/PFI地域プラットフォーム	相模原市 (神奈川県)	単独
	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	株式会社北國銀行 (石川県)	広域
	ぎふPPP/PFI推進フォーラム	岐阜大学、岐阜県、岐阜市、岐阜PPP/PFI研究会	広域
	みえ公民連携共創プラットフォーム	三重県、株式会社百五銀行 (三重県)	広域
	京都府公民連携プラットフォーム	京都府	広域
	宮崎県・地域PPPプラットフォーム	宮崎県	広域
	和歌山県官民連携プラットフォーム	和歌山県	広域
2018	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	鳥取県	広域
	徳島県PPP/PFIプラットフォーム	徳島県	広域
	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	静岡市 (静岡県)	単独
	たま公民連携PPP・PFIプラットフォーム	多摩信用金庫 (東京都)	広域
	泉州地域PPP/PFIプラットフォーム	貝塚市 (大阪府)	単独
	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム	沖縄振興開発金融公庫 (沖縄県)	広域
2019	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム	山梨県	広域
	ふじのくに官民連携実施塾	静岡県	広域
	おおいとPPP/PFI地域プラットフォーム	大分県	広域
	川崎市PPPプラットフォーム	川崎市 (神奈川県)	単独
	あいちPPP/PFIプラットフォーム	株式会社名古屋銀行 (愛知県)	広域
	熊本市公民連携プラットフォーム	熊本市 (熊本県)	単独
	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム	横須賀市 (神奈川県)	単独
	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム	長崎県	広域
	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム	高知県	広域
	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	株式会社YMFG ZONEプランニング (山口県)	広域
	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	株式会社YMFG ZONEプランニング (福岡県)	広域
2020	あおもり公民連携事業研究会	青森県、むつ市	広域
	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム	株式会社百十四銀行、香川県、高松市、株式会社日本政策投資銀行	広域
2021	あきた公民連携地域プラットフォーム	秋田県、株式会社秋田銀行	広域
	群馬県PPP/PFIプラットフォーム	群馬県	広域
	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム	株式会社愛媛銀行、株式会社伊予銀行、愛媛県	広域
2022	横浜PPPプラットフォーム	横浜市 (神奈川県)	単独
	福山市公民連携事業推進プラットフォーム	福山市 (広島県)、株式会社広島銀行、株式会社中国銀行、株式会社もみじ銀行	単独

[凡例]

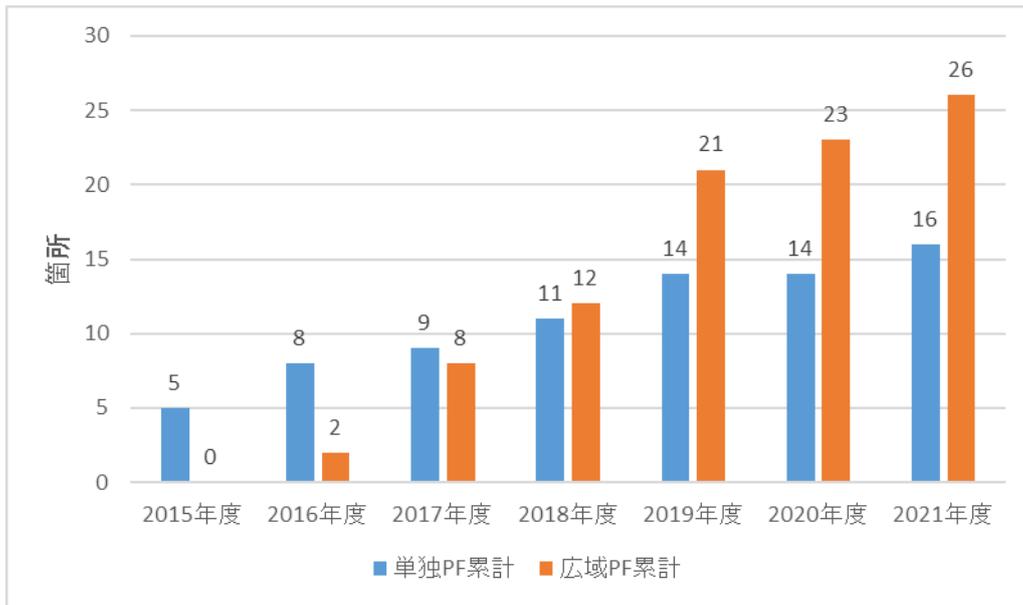
	支援先、協定PF
	非支援先、協定PF
	支援先、非協定PF

内閣府支援先は支援年度、非支援先は設立年度

出典：内閣府資料

内閣府が地域プラットフォーム形成支援を開始した当初は基礎自治体により設立された単独プラットフォームが多い状況でしたが、近年は府県あるいは地域金融機関等により設立された広域プラットフォームが増加しており、図表6に示すとおり、2018年度以降は広域プラットフォームの累計数が単独プラットフォームの累計数を上回っています。

[図表 6] 地域プラットフォームの設置累計



出典：内閣府資料

なお、中小規模の市町村は人材・財政・ノウハウが不足しており、単独では地域プラットフォームを設置することが難しい場合があります。また、設置して当初は活発に活動したとしても取り扱う案件が中長期的に少ないと、地域プラットフォームの活動そのものが縮小し、人事異動を重ねることでノウハウが失われていくおそれもあります。そのような場合は、広域自治体である都道府県あるいは広域（都道府県域を指す。以下同様。）を活動エリアとする地域金融機関等が設置した広域プラットフォームに参加し官民対話等を実施することで、地域企業を始めとした民間の意見を聴取し、民間ノウハウ等の発揮の余地のある PPP/PFI 事業の案件形成につなげる機会を得ることが可能となります。

近年の広域プラットフォームの設置数が増加傾向は、こうした必要性を背景とする動きと考えられます。

2 . 地域プラットフォームの機能

(1) 地域プラットフォームの機能

地域において PPP/PFI 事業に取り組む上では、「 1 . (2) 地域プラットフォーム導入の背景」で挙げたように様々な課題があると考えられます。地域プラットフォームはこうした課題を解消するため、地域の状況に応じて、普及啓発機能、人材育成機能、交流機能、情報発信機能、官民対話機能等を具備することが可能です。(図表 7)

[図表 7] 地域において PPP/PFI 事業に取り組む上での課題に応じた地域プラットフォームの機能

地域において PPP/PFI 事業に取り組む上での課題		地域プラットフォームの機能
PPP/PFI 手法導入のメリットが十分に理解されていない	%力	普及啓発機能
地方公共団体と地域企業の官民双方にノウハウが不足している 地域の企業における受注機会喪失に対する懸念がある	%力	人材育成機能
PPP/PFI 事業に取り組む上で必要となる他業種等とのネットワークが不足している	%力	交流機能
地方公共団体の考えが分からない どういった事業を予定しているのか、どういった公有資産を保有しているのか分からない	%力	情報発信機能
地方公共団体では PPP/PFI 手法の導入や公有資産の活用等に関するアイデアが思い浮かばない 民間から PPP/PFI 事業に関するアイデアや意見を提案できる機会が無い	%力	官民対話機能

なお、これら機能のなかでも特に官民対話機能は重要です。

従来型の公共施設の整備・運営では、地方公共団体が仕様を決定し、地方公共団体が大部分の事業リスクを負担してきました。一方、PPP/PFI 事業では、従来型とは異なり、民間のアイデア

や技術、資金等を活用することを前提に、民間が仕様を提案し、担う役割に応じて事業リスクを分担する事業手法になります。また、更なる公共負担の縮減や地域経済好循環を生み出すためには、公共施設の整備・運営と連動して収益施設の導入を検討していくことも必要です。

そのため、民間がアイデアや技術をより提案しやすくなる事業条件の設定や、民間だけでは対応が困難なリスクを確認して適切な官民リスク分担を図ったり、収益施設の併設の可能性を把握したりするために、これまで以上に公共と民間が意思疎通を図る必要があります。事業検討の早い段階から官民対話を行えば、官民双方のニーズや民間ノウハウの活用可能性を確認でき、民間からより多くの事業参画を得られる可能性が高まるとともに、より質の高いPPP/PFI事業を実施することが期待できます。

(2) 地域プラットフォームにおける機能を果たすための取組み

其々の機能を果たすにあたり、地域プラットフォームにおいては図表8に示す取組みを実施することが考えられます。実際に地域プラットフォームを運営していく際には、これらの活動を展開していきます。

[図表 8] 地域プラットフォームの機能と取組み

機能	取組み
普及啓発・人材育成	PPP/PFIに係る基礎的知識（事例紹介含む）導入の意義や効果についての理解促進を図る ・関係者の理解醸成のためのセミナー開催 ・地方公共団体職員の育成 （基礎的知識習得に向けた勉強会開催等） ・地域企業の育成 （基礎的知識習得、参画促進に向けた勉強会開催等）
情報発信	地方公共団体等のPPP/PFIに係る取組方針や具体的な事業に係る情報を広く発信する ・地域ニーズ、地域課題の共有 ・PPP/PFI案件情報の発信（庁内でPPP/PFI導入を検討している案件全般の情報発信。官民対話の対象案件に係る概要説明は「官民対話」として実施するものと整理） ・各地方公共団体のPPP/PFIの取組方針の発信 ・国の施策等の情報発信

（次頁に続く）

機能	取組み
官民対話	民間のアイデア・ノウハウを活かし得る事業を形成するため、個別事業に係る官民双方の意見を交換する <ul style="list-style-type: none"> ・ 構想段階の対話（地域資源の活用アイデア等） ・ 導入検討段階の対話（手法や参画意向等） ・ 事業化決定段階の対話（地域企業参画の仕組み等）
交流促進	ノウハウ共有や事業参画に向けての異業種ネットワークを構築するために、交流を図る <ul style="list-style-type: none"> ・ 官官の交流（ノウハウ共有・横展開等） ・ 民民の交流（異業種ネットワーク構築等） ・ 産官学金の交流

（３）協定プラットフォームにみる機能と取組みの成果

地域プラットフォームに期待される基本的な機能は（１）（２）に示した通りですが、実際どのようなことに重点が置かれて、どのような成果が出ているかについて、協定プラットフォームアンケートで、各地域プラットフォームが具備する機能と取組みの成果を確認しており、次の結果になっています。

機能

図表 9 に示すとおり、既に活動を展開している地域プラットフォームでは、「普及啓発・人材育成」「官民対話」に重点が置かれていることが分かります。地域プラットフォームの多くは、設置目的に照らした機能を備え、参加者の PPP/PFI への理解促進を図るための基礎的知識・事例紹介や個別事業に係る官民の相互理解を促すための官民対話を実施していると言えます。

〔図表 9〕地域プラットフォームにおいて重視している機能



N=28

出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

一方、地域プラットフォームは地方公共団体（官）・地域企業及び地域外企業（産）・大学等（学）・地域金融機関（金）が一堂に会する場ですが、「情報発信」「交流促進」の機能ほど重視されていません。

今後の発展的な運営のためには、地域プラットフォームは「情報発信」「交流促進」の機能も積極的に担っていくことが重要となります。その理由として、地域企業及び地域外企業（産）は、事業に関する情報を早い段階から収集できる点、地方公共団体の問題意識や考え方について理解が進む点、地域の課題やニーズの把握ができる点、地域内外の企業間で関係構築ができる点等に地域プラットフォームへの参加意義を見出していることが挙げられます。

取組みの成果（効果）

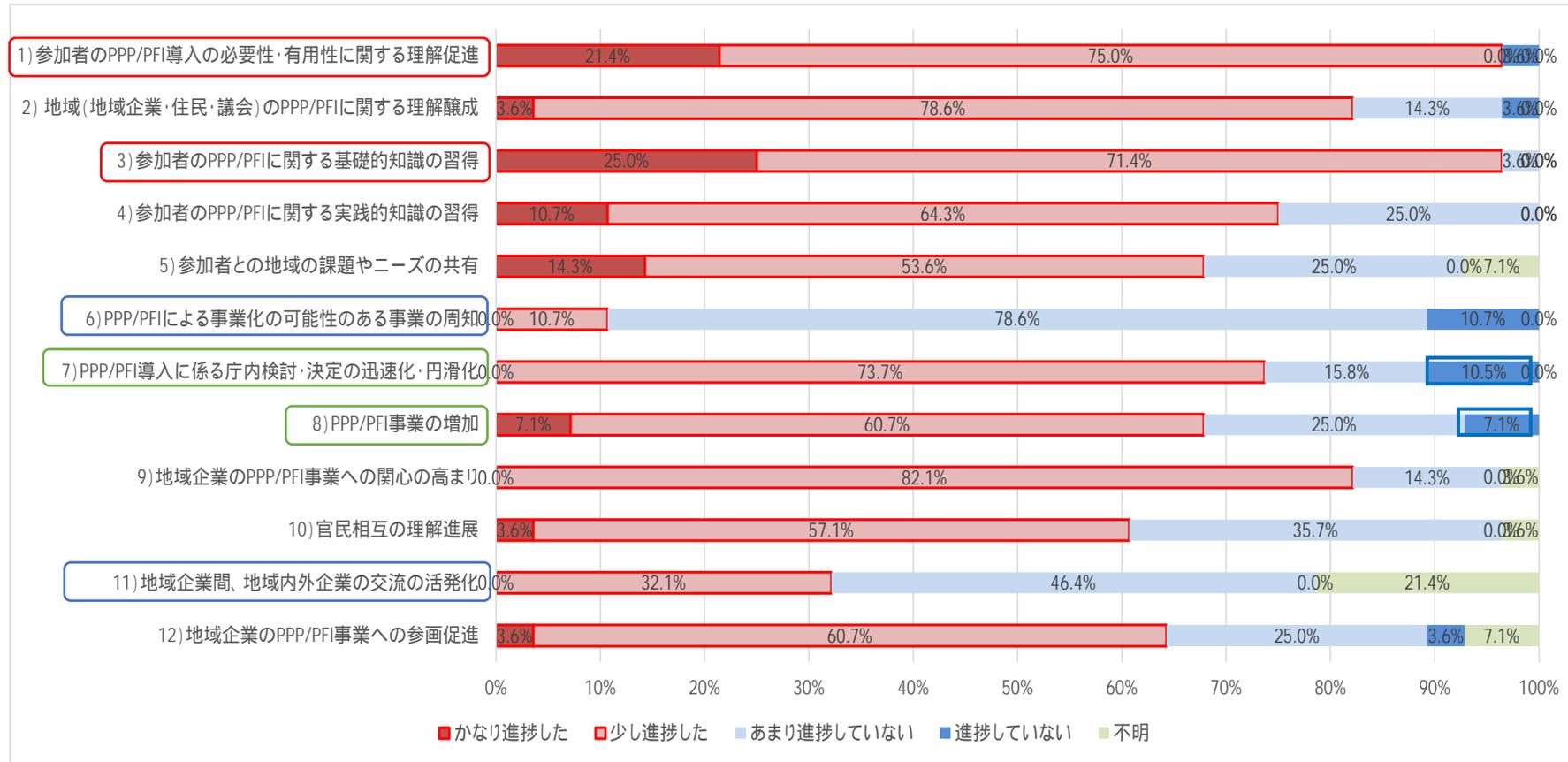
図表 10 は、協定プラットフォームが、これまでの活動の結果としてどのような成果が得られたと捉えているかを確認した結果です。

取組みの成果をみると、「PPP/PFI 導入の必要性・有用性に関する理解促進」及び「基礎的知識の習得」といった PPP/PFI に関する基本的な理解は進展しており（図表中の赤枠の項目）、「普及啓発」「人材育成」が機能し、設置目的である「知識を広める」「理解を広める」に対し成果を上げていることがわかります。

一方で、「PPP/PFI 導入に係る庁内検討・決定の迅速化・円滑化」や「PPP/PFI 事業の増加」は地域プラットフォームにより成果が分かれており（緑枠の項目）、現段階では取組みが PPP/PFI 事業の事業化につながっていない地域プラットフォームもあることが示唆されています。

また、「PPP/PFI による事業化の可能性のある事業の周知」や「地域企業間、地域内外企業の交流の活発化」は進んでいません（図表中の青枠の項目）。地域プラットフォームの機能として「情報発信」「交流促進」が「普及啓発」「人材育成」「官民対話」ほど重視されていないことが背景にあるものと考えられます。今後は、地域プラットフォームにおいて、PPP/PFI 案件情報の発信（庁内で PPP/PFI 導入を検討している案件全般の情報発信）、市民の交流の後押し等の取組みを強化し、民間、特に地域企業が事業に関する情報を早い段階から収集し、そのうえで地域内外の企業間で関係を構築し事業参画に取組む動きにつなげることが期待されます。

[図表 10] 取組みの成果



N=28

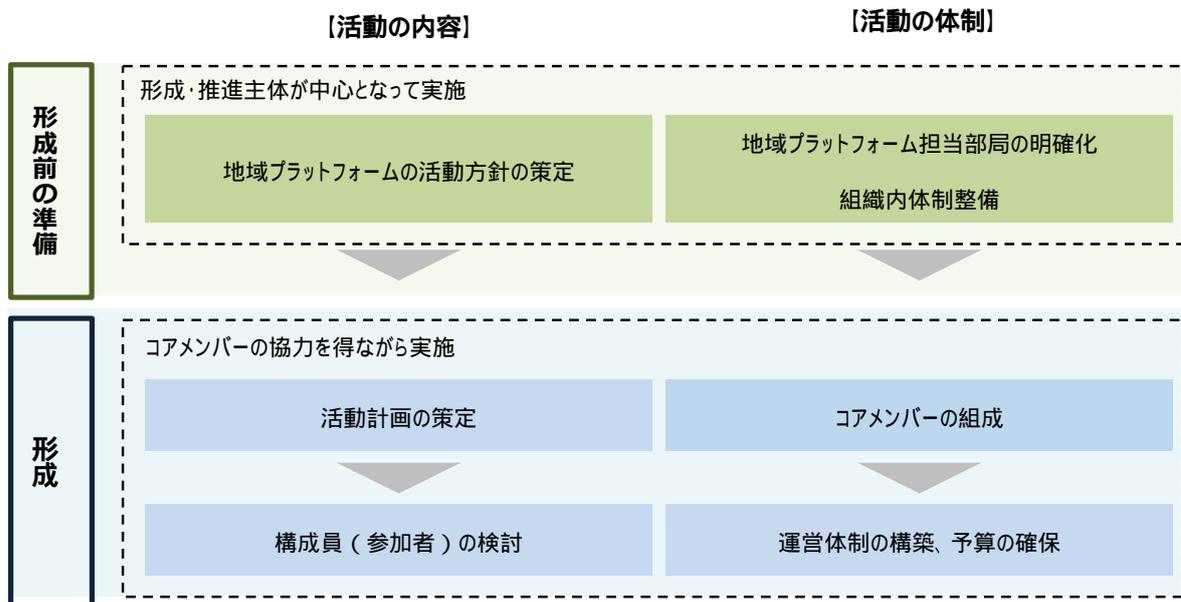
出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

地域プラットフォームの形成

この章では、地域プラットフォーム形成にあたっての具体的な取組みについて、「形成前の準備」「形成」に分けて解説します。形成までのフローを図表 11 に示します。

なお、「 . 地域プラットフォームの事例」において、既に形成されている地域プラットフォームがどのように形成され、どのような活動を行っているかを紹介していますので、併せてご参照ください。

【図表 11】地域プラットフォームの形成までのフロー



1 . 地域プラットフォーム形成前の準備

地域プラットフォームの形成・推進主体は、地域プラットフォームの形成に取り掛かる前に、組織内の取組体制を整備するとともに、地域プラットフォームの活動方針を固めておくことが望まれます。そのために、事前に地域で PPP/PFI に取り組む上での課題や PPP/PFI 活用の方向性を整理しておく必要があります。

(1) 担当部局の明確化、組織内体制整備

地域プラットフォームの運営を進めて行く上では、地域の関係者との調整が必要になるため、それらの調整役となる地域プラットフォームの担当部局及び担当窓口を明確にしておくことが必要です。

形成・推進主体が市町村等基礎自治体の場合では、担当部局は、PPP/PFI の担当部局、公共施設等総合管理計画の推進やアセットマネジメントの推進部局等、地域プラットフォームの活動方針に応じて適切な部局が務めます。さらに、地域プラットフォームの形成準備と並行して、担当部局を中心に、PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定等の全庁的な PPP/PFI への取組体制の整備、PPP/PFI 案件候補や公有資産のリスト作成などを行い、地域プラットフォームを PPP/PFI 案件形成の場として継続的に機能させていけるよう、庁内での準備を進めます。地域プラットフォームでは、具体の PPP/PFI 候補案件について官民対話を行うため、事業部局からの参加や案件情報の説明が必要となることから、庁内勉強会を開催するなどして庁内において PPP/PFI 導入の必要性やメリットについての周知を図り、地域プラットフォームの形成・運営について庁内の理解醸成や協力体制の構築を図ることが重要です。

形成・推進主体が府県等広域自治体や地域金融機関の場合においても、担当部局は地域プラットフォームの活動方針に応じて適切な部局が務めます。また、具体の PPP/PFI 候補案件について官民対話を行うにあたり域内基礎自治体の案件を対象とすることから、担当部局が対象案件を抛出する域内基礎自治体の事業部局と必要事項等を調整する必要があります。

図表 12 に事例を示しますので参考にしてください。

[図表 12] 地域プラットフォームの担当部局と実施体制

	川崎市 PPP プラット フォーム	とやま地域プラット フォーム	あおもり公民連携 事業研究会	山口地域 PPP/PFI 官 民連携プラットフォーム
形成推進主体	川崎市	富山市	青森県 むつ市	YMFG ZONE プランニング
PF の類型	単独	単独	広域	広域
地域 PF 担当部 局（事務局）	総務企画局行政改革 マネジメント推進室	企画管理部 行政経営課	青森県総務部 財産管理課 むつ市都市整備部 住宅政策課	地域マネジメント事 業部 PPP/PFI 推進チーム
官民対話の対象 案件を所管する 部局との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・地域 PF 担当課か ら事業所管部局に 打診 ・又は事業所幹部局 から地域 PF 担当 課に依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域 PF 担当課か ら事業所管部局に 打診 ・富山市以外の県内 自治体の事業所管 課から官民対話の 対象案件の拠出を 地域 PF 担当部局 （事務局）に打診 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が官民対話 の対象案件を拠出 した自治体の事業 所管課に打診 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が官民対話 の対象案件を拠出 した自治体の事業 所管課に打診
PPP/PFI 関連部 局との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・地域 PF 担当部局 と PPP/PFI 関連部 局はともに総務企 画局行政改革マネ ジメント推進室が 担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域 PF 担当部局 と PPP/PFI 関連部 局はともに企画管 理部行政経営課が 担当 ・行政経営課におい て市の全ての公共 施設等整備事業の 情報を把握（年度 当初に全庁照会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・官民対話の対象案 件を拠出した各自 自治体が調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・官民対話の対象案 件を拠出した各自 自治体が調整
導入検討のため の機関	<p>【附属機関】 民間活用推進委員会 等</p> <p>【庁内会議】 民間活用調整委員 会、公有地総合調整 会議</p>	富山市 PPP 事業手法 検討委員会	-	-
導入決定機関	政策・調整会議	富山市政策調整会議	-	-

(2) 地域プラットフォームの活動方針の策定

地域プラットフォームを効果的に活用するために、まず地域プラットフォームで活動方針を策定することが必要です。活動方針としては、地域の課題を踏まえた活動目標、目標達成のための地域プラットフォームの活用方法や持たせる機能、地域プラットフォームの活動を通じて実現したい地域のあり方、参加が必要と思われる関係機関（他の地方公共団体、学識経験者、地域金融機関、業界団体等）を固めておきます。（活動方針の例：図表 13）

[図表 13] 地域プラットフォームの活動方針のイメージ（川崎市の例）

	川崎市 PPP プラットフォームの活動方針
導入の背景・目的	川崎市では、民間事業者を最適な公共サービス実現のための重要なパートナーとして、地域社会の課題解決につながるよう、幅広い民間活力の活用方策を検討している。その実現に向け、PPP 事業のノウハウの習得と案件形成能力の向上を図り、地元事業者の事業関与につなげることを目的として、川崎市 PPP プラットフォームを設置した。
取組方針	<p>取組方針 1 普及啓発・意識向上 官民パートナーシップによる事業推進に関する理解を深め、市の職員や民間事業者へ啓発します 地元企業が官民パートナーシップに参画する意義を把握し、参画する意欲を促します</p> <p>取組方針 2 ノウハウ習得 市の職員や地元企業が具体的な官民パートナーシップの事業手法を習得することを目指します</p> <p>取組方針 3 対話の実践 具体的な事業を通して、市と民間事業者との間で対話を実践します</p>
プラットフォームで行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ PPP 事業に関する情報・ノウハウの共有（セミナー、勉強会、意見交換会等の開催等） ・ その他 PPP 推進のための事業
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者や市職員に対し、民間活用法に関する正しい理解、ノウハウの習得を促すとともに、市内事業者による案件形成の促進を図る。
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関（事務局） ・ 業界団体（コアメンバー）

2 . 地域プラットフォームの形成

地域プラットフォーム形成前の準備が整った後は、地域プラットフォームの形成を進めていきます。まず、地域プラットフォームの形成・運営において協力が欠かせないと思われる地域の関係者（地域金融機関、大学、業界団体、域内の他の地方公共団体等）と考えを共有の上、コアメンバーを組成し運営体制を整える必要があります。次に、活動方針を基にコアメンバーと協議の上、活動内容、構成員（参加者）、運営体制等の活動計画を決める必要があります。ここからの段階においては、必要に応じてコンサルタントに業務を発注することも考えられます。

（１）コアメンバーの組成

地域プラットフォームの形成・運営においては、会議開催のための準備作業や地域企業の参加呼び込み等を行うため、形成・推進主体が単独で行っていくことは負担が大きく、また効果的な運営を行うためにも単独では限界があることから、地域プラットフォームの形成・運営に協力してもらえるコアメンバーを組成する必要があります。

コアメンバーとしては、域内地方公共団体、民間を代表する商工会議所や建設業協会等の業界団体の他、地域金融機関、大学（学識経験者）等が想定されます。コアメンバーには図表 14 に示すような役割が期待されますが、特に地域金融機関は、地域企業を熟知しており、PPP/PFI 手法に関するノウハウ提供や会議の準備・運営等において協力が期待できることから、コアメンバーとして不可欠です。

地域プラットフォームの活動方針や地域の実情に応じて、必要な機関をコアメンバーとして選定し、協力を依頼します。協力依頼のタイミングは、状況に応じて形成前準備段階、活動方針検討段階から行うことも考えられます。

[図表 14] 想定されるコアメンバー

 コアメンバーとは

コアメンバーとは、各回の地域プラットフォームに参加するだけでなく、地域プラットフォームの活動内容等の検討や運営等に主体的に関わる者を示す。

コアメンバーとして想定される機関		期待される役割	
産	業界団体	人材育成	PPP/PFI 事業への参画経験がある地域企業による講演、個別事例の紹介
		情報発信	業界団体等による会員企業への開催情報等の発信
官	都道府県 市区町村 広域行政組合	運営	予算の確保、企画・立案、運営作業、施設や備品等の提供
		官民対話	PPP/PFI 案件候補の発信、PPP/PFI 案件候補や公有資産のリスト、PPP/PFI 優先的検討の取組み等に関する情報発信
学	大学 有識者・学識者	地域プラットフォームの形成	地域プラットフォームの活動方針、活動内容に関するアドバイス
		普及啓発、人材育成	地方公共団体等に対する普及啓発、PPP/PFI 手法に関するノウハウの提供
		官民対話	中立的立場を活かした官民対話のコーディネート広域的な地域プラットフォームにおける地方公共団体の纏め役
金	地域金融機関 その他の金融機関	人材育成	PPP/PFI 手法に関するノウハウ、ファイナンス知識の提供、地域企業の相談対応
		運営	地域企業への情報発信 所有施設（会議室等）や備品等の提供

(2) 運営体制と予算

形成・推進主体は、コアメンバーと協力して継続性のある運営体制を構築する必要があります。地域プラットフォームの運営に必要な業務を進めていくに当たり、形成・推進主体及びコアメンバーでどのような業務分担・役割分担を行うかを取り決めます。

また、形成・推進主体は、会場や講師等登壇者の手配、参加者の募集、資料印刷、当日の運営等、コアメンバーからどの程度協力を得られるかに応じて、運営に係る費用を検討し、毎年の運営に必要な予算を確保する方法を検討します。

予算としては、会場費、講師等登壇者への謝金、資料印刷費等、地域プラットフォームの運営において必要な経費を確保します。その際、会場手配において公共施設やコアメンバーの施設等を活用したり、オンライン開催としたり、講師等登壇者の手配において内閣府の PPP/PFI 専門家派遣制度を活用したりするなど、工夫することで経費の軽減が可能です。

運営業務の負担軽減という観点から、地域プラットフォームの形成・運営についてコンサルタント等に委託することも考えられます。その場合は、委託したい内容を検討し、必要な委託費の予算を確保します。細かな調整や準備を含めて包括的に委託できるため、職員の業務負担を軽減

することができる他、先進事例の紹介や専門家の手配においてコンサルタント等が有するノウハウや幅広いネットワークを活用することができるなど効果的な活動が期待できます。

また、形成・推進主体が地方公共団体の場合、地域プラットフォームの形成・運営だけではなく、PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の検討、PPP/PFI に関する民間提案制度の検討等、PPP/PFI に関する庁内体制整備と併せてコンサルタントに委託することも考えられます。ただし、一定程度の予算を確保することが必要になるため、PPP/PFI 推進や地域プラットフォームの取組みに対する庁内や議会の理解が必要となります。

一方で、コンサルタント等に委託しない場合は、費用を抑えられるというメリットがあるものの、地域プラットフォームの企画・実施に対するノウハウをコアメンバーで持ち寄る必要があるほか、参加者の募集、地域プラットフォーム当日の進行等の業務においては、コアメンバーの協力を得ることが重要です。

(3) 活動計画の策定

地域プラットフォームを継続的かつ効果的に運営していくために、形成・推進主体は、コアメンバーと協議を行い、「1. 地域プラットフォーム形成前の準備」で固めた活動方針を基に、初年度及び中長期的な地域プラットフォームの活動計画を策定します。活動計画には、活動目標、活動内容、参加者、運営体制等を盛り込みます。

一般的な活動計画としては、初年度は準備期として位置づけ、地域の関係者の PPP/PFI に関する理解醸成や基礎知識等の習得、官民対話の実践練習等 PPP/PFI に取り組むための下地作りを目的とした取組みを計画し、2 年目以降を実働期として位置づけ、具体の PPP/PFI 事業の形成に向けた官民対話の実施や、より実践的なノウハウ習得に向けた取組みを計画するなどが考えられます。

また、初年度の年間活動計画の策定においては、活動計画を基に各回の開催目的やテーマを設定するほか、PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の簡易な検討の対象事業、地方公共団体における公共施設の整備計画や公共施設等総合管理計画の個別施設計画等を基に官民対話の対象として取扱う事業候補等を検討します。

なお、毎年度の終了時には実施した活動結果や地域プラットフォームで検討したい事業の状況等を確認し、次年度の活動計画の策定と中長期計画の見直しを必要に応じて行います。(以上、**図表 15**)

[図表 15] 地域プラットフォームの活動計画の例

活動計画の枠組み



活動計画とは

活動計画とは、中長期的な視点で地域プラットフォームの目標、目標達成に向けて実施する活動内容、それを運営する体制等を取りまとめた計画書。

市地域プラットフォーム活動計画

段階		Step1(準備期)		
年度		1年度目		
活動目標		地域の実態把握と関係者の理解醸成		
目標達成のための課題	項目	活動の狙い	機能	具体的な活動内容
	1. PPP/PFI 手法の普及・啓発	1- 基礎知識の習得	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 政府の方針、PPP/PFI の動向等の情報発信 PPP/PFI の検討プロセスや特徴比較などの解説 先進事例の研究
		1- 地域の実情の共有	情報発信 交流	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体から取組み状況や課題の説明 構成員間の現状と課題に対する意見交換
	2. 地域の企業の参画意欲醸成と競争力強化	2- 参加意欲の醸成	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 地域企業の体験談の紹介 PPP/PFI における地域企業との連携の解説 地域企業参画事例の研究
		2- ネットワークの構築	交流	<ul style="list-style-type: none"> 名刺交換会 交流会
	3. PPP/PFI 事業の形成	3- 事業形成の仕組み構築	普及啓発 官民対話	<ul style="list-style-type: none"> 民間提案制度の検討 PPP ロングリストに盛り込む情報に関する研究
		3- 個別事業の情報発信	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画より案件候補の情報提供
		3- 官民対話の促進	官民対話	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画の個別施設計画をもとに PPP/PFI 導入可能性に官民で対話



段階		Step2(実働期)		
年度		2~3年度目		
活動目標		地域の実態に応じた PPP/PFI の推進と定着		
目標達成のための課題	項目	活動の狙い	機能	具体的な活動内容の例
	1. PPP/PFI 手法の普及・啓発	1- 基礎知識の習得	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 政府の取組み等 PPP/PFI に関する最新情報の紹介 先進事例の研究 職員等を対象とした PPP/PFI の必要性や検討プロセス等の研修
			人材育成	
	2. 地域の企業の参画意欲醸成と競争力強化	2- ネットワークの構築	交流	<ul style="list-style-type: none"> 参加者名簿の作成 地域 PF 活動の HP での公表
			2- 実務知識の習得	人材育成
	3. PPP/PFI 事業の形成	3- 個別事業の情報発信	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 個別事業の概要等の説明
			3- 官民対話の促進	官民対話
3- 分野別の導入研究			普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 給食センターの事例研究等分野別の導入研究 上記分野に参画した事業者の体験談



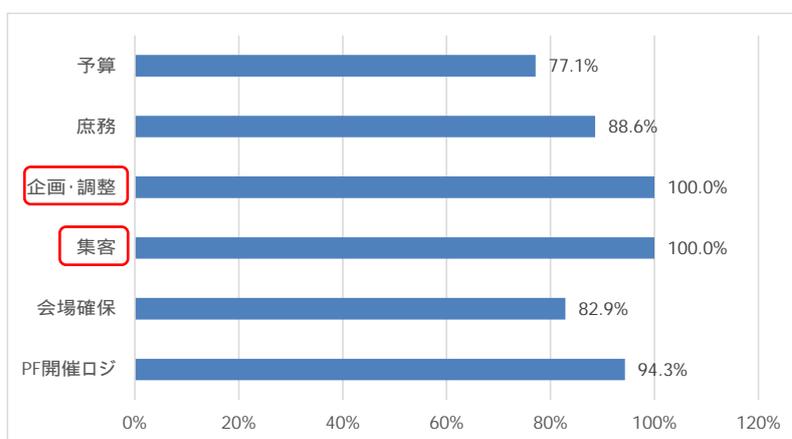
段階	Step3(展開期)
年度	4年度目以降
活動目標	地域における PPP/PFI 導入の積極的な展開 ・目標の見直し ・活動内容の再構築 ・運営体制の最確認

(4) 協定プラットフォームにみる形成・推進主体とコアメンバーの役割分担

地域プラットフォーム形成・推進主体やコアメンバーと役割分担は、活動の継続にあたって重要な要素です。実際どのような状況であるかについて、協定プラットフォームアンケートで、各地域プラットフォームの形成・推進主体である代表者とその他のコアメンバーの役割分担を確認しており、以下の状況が伺えます。

地域プラットフォームの運営の役割分担は、**図表 16** のとおり、形成・推進主体が「企画・調整」「集客」に始まり、「プラットフォーム開催ロジ」「庶務」等、多岐にわたる役割を担っています。

[図表 16] 形成・推進主体の役割



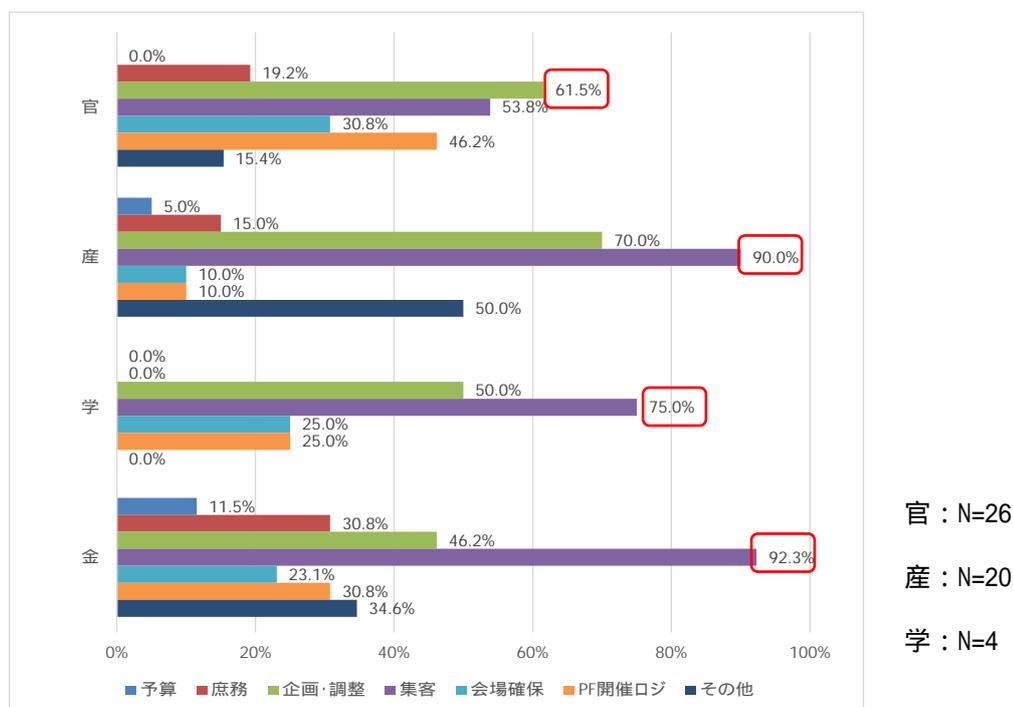
N=35

出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

また、**図表 17** にみられるとおり、コアメンバーである地方公共団体（官）・業界団体（産）は「企画・調整」、業界団体（産）・大学（学）・地域金融機関（金）は「集客」を担う地域プラットフォームが多い傾向が伺えます。

「企画・調整」や「集客」、「プラットフォーム開催ロジ」等の運営の大半を形成・推進主体が単独で担い、コアメンバーによる運営への関与が限定的である地域プラットフォームもありますが、負担の分担、持続可能な運営体制の構築に向けて、コアメンバーが積極的に運営に関わることが期待されます。

[図表 17] コアメンバーの役割



出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

（ 5 ） 構成員（参加者）の検討

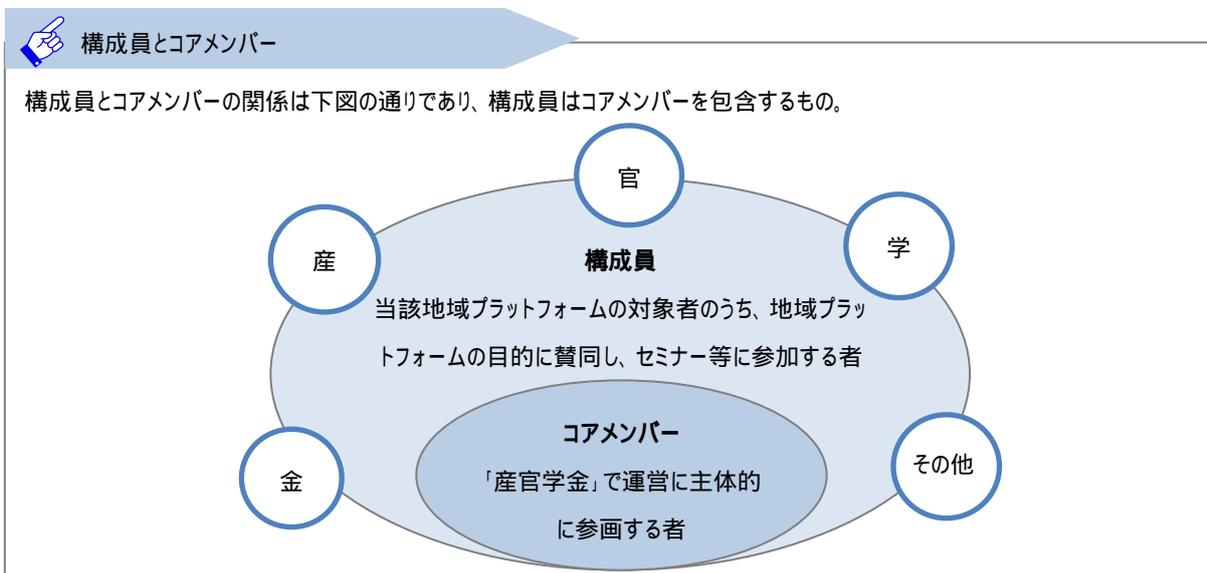
地域プラットフォームの活動を実施するために、地域プラットフォームへの参加を呼びかける対象者すなわち構成員、及び参加を呼びかける方法を検討します。（コアメンバーと構成員の関係イメージは図表 18 のとおり。）

構成員は、PPP/PFI 事業のノウハウ習得や具体的な案件形成に向けた官民対話等を行うために、基本的には域内市町村、地域の企業や地域金融機関等を広く募ることが考えられます。民間については、PPP/PFI 事業を実施するには、設計・建設業に加えて、維持管理や運営を担う企業も必要なことから幅広い業種へ参加を呼びかけます。また、地域企業の育成を目的とする場合は地域に本社のある企業に限定することも考えられます。

構成員の募集については、形成・推進主体のホームページで案内する方法、コアメンバーである業界団体や地域金融機関等から地域の企業へ案内する方法、メーリングリストを整備する方法

等が想定されます。また、地域企業への網羅的な呼びかけを行う観点から、地域の業界団体や金融機関等を構成員として規定しておく方法もあります。

[図表 18] 地域プラットフォームの構成員とコアメンバー



(6) 協定プラットフォームにみる構成員の参加意義

新たに地域プラットフォームを形成するにあたっては、構成員に対する参加を呼びかける際、構成員の候補となる方々にそれぞれの立場に応じて参加する意義を認識してもらうことが有効と考えられます。実際に代表者として地域プラットフォームに参加している団体を対象に、協定プラットフォームアンケートで、官産学金（域内市町村、地域企業、地域外企業、大学（学識経験者）、地域金融機関）の構成員が地域プラットフォームに参加する意義を確認しています。

域内市町村にとっての参加意義

図表 19 から、域内市町村にとっての参加意義として、次の点を見出すことが可能です。

PPP/PFI 事業の導入実績がなく、PPP/PFI に係る基礎知識やノウハウに乏しい市町村にとっては、広域の地域プラットフォームに参加することで、基礎知識や他の地方公共団体等の経験談・ノウハウ等にかかる情報を収集できることは意義のあることです。また PPP/PFI 事業を遂行する上での実務的な課題を実績のある地方公共団体に相談できる機会を得られます。

さらに、PPP/PFI の案件形成を推し進めたいが、単独では地域プラットフォームを形成し継続的に運営することが難しい市町村にとっては、広域の地域プラットフォームへ参加し官民対話を

実施することで個別事業への民間ノウハウの発揮の余地や事業ポテンシャル等について民間の意見を聴取する機会を得られます。

[図表 19] 域内市町村の参加意義



N=41

出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

一方、広域の地域プラットフォームとしては、域内の市町村の参加を得ることで、域内の様々な案件を官民対話の対象とすることが可能となります。地域プラットフォームにおいて継続的に官民対話の案件を取り扱うことは、プラットフォームの円滑な運営や地域経済の活性化等の観点からも重要であり、域内の市町村には積極的な参加と案件の提出が期待されるところです。

地域企業及び地域外企業にとっての参加意義

図表 20 から、地域企業にとっての参加意義として、次の点を見出すことが可能です。

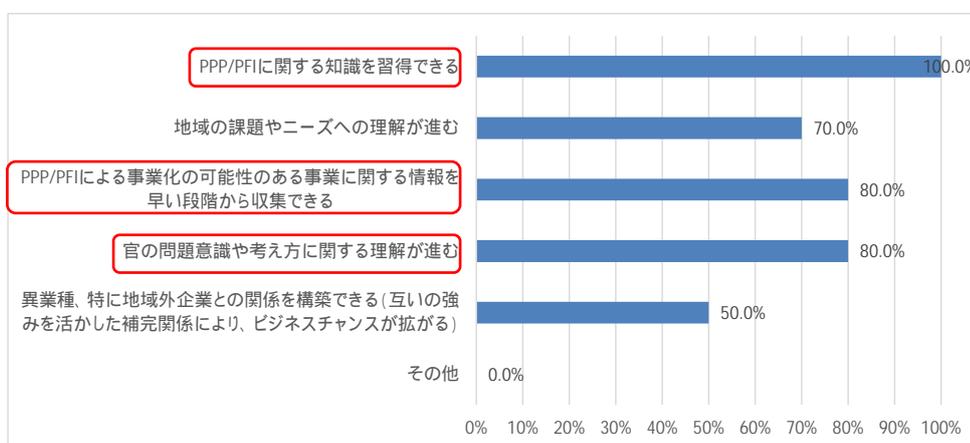
従来方式の公共事業を受注してきた地域企業にとって、一括発注・性能発注であり、事業提案を含む煩雑な選定手続きを必要とする PPP/PFI 事業への参画は、未だ高い障壁となっています。

しかし、地域において PPP/PFI の導入を進めるうえでは地域に精通した地域企業のノウハウ発揮が期待される所であり、今後は地域企業においても PPP/PFI 事業への参画が必要となる機会が増えると考えられます。こうした中で、地域企業にとっては、地域プラットフォームへの参加を通して PPP/PFI に関する知識を習得できることは、意義のあることです。

また、PPP/PFI 事業に参画するためには、PPP/PFI を導入しようとする地方公共団体の問題意識や考え方を理解することも重要です。地域企業は地域プラットフォームへの参加を通してこのような情報に接することができます。

さらに、地域企業にとって PPP/PFI 事業はビジネスの機会であり、確実に事業参画を果たすためには事業に関する情報を収集し、事業提案に向けて入念な準備する必要があります。地域プラットフォームでは事業に関する情報を発信し、また官民対話を通じ事業に対する地方公共団体の考え・方針、民間への期待についても提示がなされます。そのため地域企業は、地域プラットフォームに参加することで個別事業に係る情報及び地方公共団体の方針等を早い段階から収集できます。（以上、**図表 20** 参照）

[図表 20] 地域企業にとっての参加意義



N=10

出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

また、**図表 21** より、地域外企業にとっての参加意義として、次の点を見出すことが可能です。

地域外企業にとっては、事業提案に必要となる当該地域に関する知識が少ない中、地域プラットフォームに参加することにより、地域の課題やニーズを把握するとともに、地域に精通した地域企業との関係構築を深めることができることは意義のあることです。

[図表 21] 地域外企業にとっての参加意義



N=10

出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

なお、地域プラットフォームに参加する地域企業及び地域外企業には、官民対話を通じ、事業内容・事業条件等に関する民間目線からの意見を伝えることが求められます。この役割・期待に適切に応えることで、民間のノウハウを活用した実現可能性の高いPPP/PFI事業の形成が可能となります。

こうした地域企業等にとっての地域プラットフォームへの参加意義や期待される役割を地域企業に積極的に周知していくことが重要です。

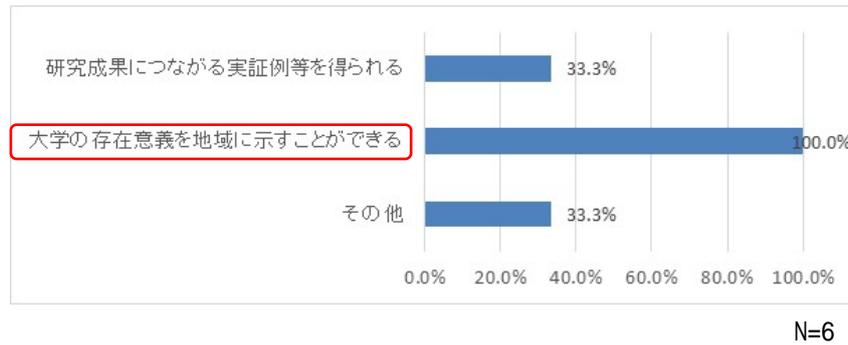
大学（学識経験者）にとっての参加意義

図表 22 からは、大学（学識経験者）にとっての参加意義が捉えられます。

大学（学識経験者）は、地域経済に関する専門的な知識を有しており、またPPP/PFI事業の遂行にあたり中立的な立場にあることから、その専門性や中立性を活かした個別のPPP/PFI事業の事業化に向けた助言（相談役）や官民対話のコーディネーター役、広域的な案件に係る地方公共団体のまとめ役などが期待されます。

また、大学（学識経験者）としては、こうした役割を担うことで大学の存在意義を地域に示すことができ、その点に地域プラットフォームへの参加意義があると言えます。

[図表 22] 大学（学識経験者）にとっての参加意義



出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

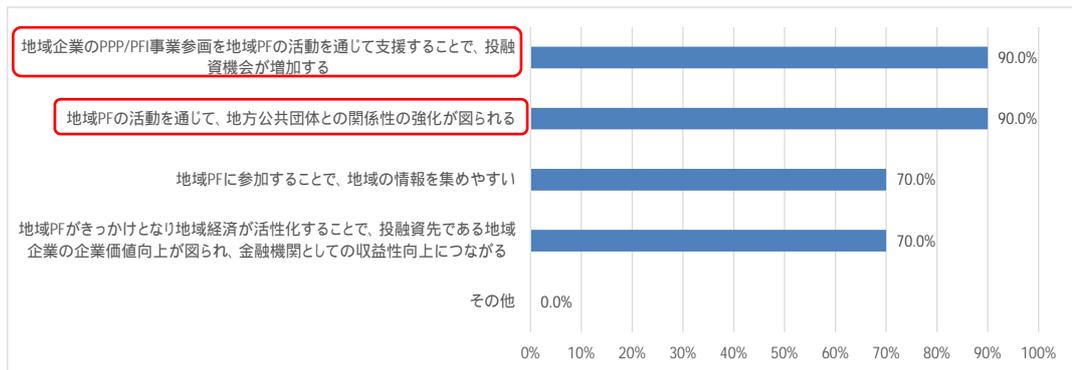
地域金融機関にとっての参加意義

図表 23 から、地域金融機関にとっての意義として、次の点を見出すことが可能です。

地域金融機関は、地方公共団体及び地域企業等との豊富なネットワークや地域の情報を蓄積しており、また、案件の事業性を評価する目利き力を活かした地方公共団体等への助言も可能です。さらに、ファイナンス面での支援にも強みを有します。これらの強みを活かし、地域プラットフォームでは、地域の課題を踏まえた適切な情報発信や地域企業とのネットワークを活かした地域企業へのプラットフォーム参加の働きかけ、実のある官民対話の実施等が期待されます。また、PPP/PFI 手法及びファイナンスの知識を有するため、個別案件の検討段階においては、案件形成に向けた官の相談役としての役割を担うことができます。

他方、地域金融機関にとっては、PPP/PFI の案件形成と地域企業の事業参画を後押しすることができれば、自らの投融资機会につながります。こうした点は、地域金融機関にとって地域プラットフォームにコアメンバーとして参加し運営を支援する意義となります。さらに、地域プラットフォームでの活動を通じ地方公共団体との関係を強化できる点も、地域金融機関が地域プラットフォームに参加する意義と考えられます。

[図表 23] 金にとっての参加意義



N=20

出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

3 . 地方公共団体以外の団体が主導する地域プラットフォームの形成

地域プラットフォームの形成は、地方公共団体以外の団体が主導していくケースも考えられます。とりわけ、地域金融機関や大学が主導的な役割を担うケースが想定され、こうした団体はPPP/PFI 案件の公募手続きに際して直接的には発注側にも受注側にも当たらないことから、中立的な立場で案件形成を支援していくことが可能となります。

地域金融機関は、地域経済の将来性に危機感を抱き、新たな雇用や所得を生み出し、地域経済の好循環を生み出す地域でのPPP/PFI の推進に関心があるものと考えられます。また、地方創生に貢献していくことが期待されており、政府の地方創生の基本方針である「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂2016」（平成28年12月22日閣議決定）で掲げられる政策においても、金融との親和性が高いPPP/PFI の推進により積極的に取り組むことが期待されています。こうした背景から、地域金融機関が地域プラットフォームの形成において主導的な役割を担うケースが想定されます。

地域金融機関が主導する地域プラットフォームは、地域金融機関が市町村の枠を超えたビジネスを展開していることから広域的な地域プラットフォームの形成・運営に適している、地域において強いネットワークを有しているため地域企業の参画が得やすい、地域の企業に精通していることからPPP/PFI 事業を受注するコンソーシアム形成につながるネットワーク構築が期待される、一定の人員を有するため地域プラットフォーム運営（会場の手配・参加者の募集・当日の進行等）への協力が期待できる、資金調達やSPC組成についてのアドバイスができるなどの特徴があります。

また、地域の大学は、行政経営・地域経営にアドバイスを行う地域のコンサルタント的な立場から、地域プラットフォームの形成を主導あるいは関与することが考えられます。

大学が主導的な役割を担う地域プラットフォームの特徴としては、地方公共団体の参画が得やすい、官民対話において地域金融機関よりも更に中立的な役割を担いやすいなどの特徴があります。

ただし、地域金融機関や大学が主導的な役割を担ったとしても、地域プラットフォームで PPP/PFI 案件を形成していくためには、地方公共団体が PPP/PFI 案件候補を提供していく必要があることから、地方公共団体の積極的な参画が必要なことには変わりありません。

地方公共団体以外が主体となっている地域プラットフォームの例を図表 24 に示しますので参考にしてください。

[図表 24] 地方公共団体以外が主体となっている地域プラットフォーム

		ふくい地域プラットフォーム	ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム	沖縄地域 PPP/PFI プラットフォーム
設置		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
推進主体		㈱福井銀行	国立大学法人 東海国立大学機構 岐阜大学、岐阜県、岐阜市	沖縄振興開発金融公庫
コアメンバー		財務省北陸財務局 ㈱福井銀行、㈱福邦銀行、㈱日本政策投資銀行、福井県、福井市	岐阜県商工会議所連合会、㈱十六銀行、㈱十六総合研究所、岐阜 PPP/PFI 研究会	沖縄振興開発金融公庫、沖縄県、沖縄電力株式会社
参加者	産	県内を中心とした民間事業者	県内を中心とした民間事業者	県内を中心とした民間事業者
	官	県内の地方公共団体	県内の地方公共団体	県内の地方公共団体
	学	県内の大学	岐阜大学	-
	金	県内の金融機関	県内の金融機関	県内の金融機関
参加人数		180 名程度/回(オンライン参加)	80 名程度/回	150 名程度/回
R2 年度 活動 内容	1 回	・講演 「【官民連携】魅力的で持続可能な都市公園の実現に向けて」 ・事業紹介 「かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）における整備運営事業について」	・講演 「PPP/PFI の最近の動向について」 「地域の企業における公民連携事業の取組み」	・講演 「PPP/PFI 先進事例紹介及び取組拡大に向けて求められること」 ・サウンディング 「北谷町立博物館整備事業における民間活力導入の検討について」等
	2 回	-	・講演 「文教施設における PPP/PFI の最近の動向について」 ・報告、WS 「坂祝町町民ふれあいプール民間活力導入調査について」等	・講演 「地方創生に向けた地域経済分析システム RESAS の活用事例について（久米島町の分析事例）」等 ・サウンディング 「バーデハウス久米島及び周辺施設の運営に関する民間活用について」
	3 回	-	・講演 「成果運動型官民連携手法 PFS/SIB」等	-
広域的な PF としての特徴		参加する地方公共団体が多く、公共側の情報発信が継続的に見える 官官交流、民民交流など多様な交流が可能	・地方公共団体 10 機関程度、民間事業者 30 機関程度は常に参加している。 ・Web 会議システムの併用により、会場から距離のある県内地方公共団体・民間事業者の参加が増えてきている。	・離島地域を含む沖縄県内全域を支援対象としていることから、幅広い官民・官官交流などが図られている。

地域プラットフォームの運営

この章では、地域プラットフォームの具体的な運営内容について解説します。

前章の2.(3)で策定した活動計画を基に、地域プラットフォームを運営します。活動内容は、目的に応じて様々なプログラムが考えられます。本章では実施の参考となるよう、実施内容（プログラム）の検討について具体的なプログラム事例とともに紹介します。さらにプログラムの中でも特に重要である官民対話に焦点をあて、効果的な実施方法について紹介します。

1. 実施内容（プログラム）の検討

設定した活動目標に応じて、計画期間毎に、地域プラットフォームの具体的な活動内容を検討します。

プログラムは、活動計画を基にコアメンバーと協議の上、年度当初に年間の開催回数と各回の大きな活動内容を検討しておき、各回の日程調整を行う前に、各回の具体的な演題や取扱う事業等の詳細を決定します。具体的には、当該地域プラットフォームが担う機能を踏まえ、各回の開催目的やテーマ、取扱う事業に応じて、どのような情報提供を行うのか（講師等登壇者による講演内容、取扱う事業について情報提供する内容等）、どのような方法で実施するのか（勉強会、官民対話等）を検討します。

プログラムの立案にあたっては、類似の目的やテーマを設定している他の地域プラットフォームの活動内容を参考にすることも有効です。先進地域の地域プラットフォームの事例については、事例編「地域プラットフォームの事例」で紹介しているので併せてご参照ください。

活動目標・機能に応じた具体的な活動内容として考えられるプログラム事例を図表 25 に示しますので参考にしてください。

[図表 25] プログラム事例

活動目標	PPP/PFI 手法を活用する必要性の啓発 [普及啓発・人材育成機能]
具体的な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> Y 財政状況や公共インフラの将来の維持更新費用等、地方公共団体が抱える課題に関する地方公共団体からの説明 Y 地域の抱える問題の解決や地方創生に寄与している PPP/PFI の先進事例の紹介 Y PPP/PFI に先進的に取組む中小事業者による、地域の企業が PPP/PFI に参画するメリット等に関する講演 Y 政府の施策や PPP/PFI の実施状況等の最新情報についての説明 Y 多様な PPP 手法の特徴や事例説明
活動例	<ul style="list-style-type: none"> Y 内閣府等による政府の施策や PPP/PFI の基礎知識についての講演 [岐阜県 R2 ()、香川県 R2、青森県 R2、他] Y 地域企業による PPP/PFI 参画のメリットと課題についての講演 [岐阜県 R2、徳島県 R2、香川県 R2 他] <p>各地域プラットフォームの開催年度、実施された回 (以下同じ)</p>
事例：令和 2 年度 あおもり公民連携事業研究会 (青森県等)	
テーマ	PFI 事業の選定プロセス、地域における PPP/PFI の推進
参加者	Y 県内民間事業者や県内地方公共団体を中心に 39 団体、53 名
概要	<ul style="list-style-type: none"> Y PPP/PFI への理解を深めることを目的とし、県内での先進事例を有する自治体による選定プロセスの講演、内閣府による PPP/PFI の動向についての講演を行った。また、青森県域における地域プラットフォームの活動指針について参加者それぞれの視点を踏まえた意見交換を実施した。 Y プログラムは下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 開会挨拶 講演 <ul style="list-style-type: none"> ・「PFI 事業の選定プロセス」 (むつ市 都市整備部 まちづくり推進課 官民連携推進室) ・「地域における PPP/PFI の推進」 (内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI 推進室)) 会議 「青森県域における地域プラットフォームの活動指針の検討」

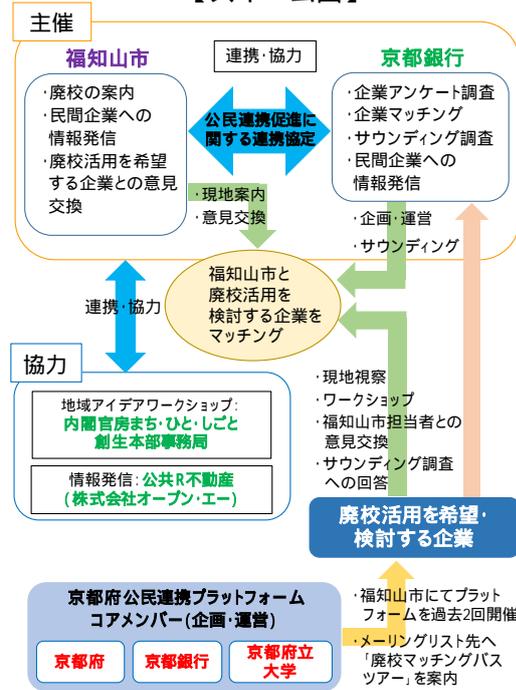
活動目標	PPP/PFI を受注するための異業種間ネットワーク形成 [交流機能・情報発信機能]
具体的な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> Y 名刺交換会や交流会 Y 地域プラットフォームの参加者名簿の共有・公表 Y 参加者の属性別の意見交換会やワークショップの実施 Y 専用 HP の開設、メルマガ等の配信 Y 地方公共団体の PPP/PFI 取組方針、PPP/PFI 案件候補や公有資産リスト等の報告、情報提供
活動例	<ul style="list-style-type: none"> Y ネットワーク形成促進や官民の課題共有についての意見交換 Y 懇親会、交流会 Y PPP/PFI 案件候補のリスト等の報告 [福岡市 R2] Y 地方公共団体の取組や具体案件に関する報告 [浜松市 R2 、岡山市 R2 、他] Y PPP/PFI の現状と課題、PPP/PFI 推進への取組表明等についてのパネルディスカッション [三重県 R2 他] Y PPP/PFI 候補案件の現地視察
事例：令和 2 年度 第 1 回 福岡 PPP プラットフォーム	
テーマ	-
定員	Y オンライン開催
概要	<p>Y プログラムは以下の通りである。</p> <p>報告 1 PPP ロングリスト・ショートリストからの事業紹介等について</p> <p>報告 2 油山市民の森&油山牧場リニューアル事業について</p> <p>報告 3 PPP/PFI 基礎講座 第 4 回「PPP/PFI 先進事例の紹介」</p> <p>【官民対話】</p> <p>「油山市民の森&油山牧場リニューアル事業について」</p>
事例：京都府福知山市における遊休資産の活用支援 ～「廃校と民間企業のマッチング」の実施～	
主催	福知山市、京都銀行
会場	福知山市内の廃校
内容	廃校視察、活用事例視察、福知山市担当者との意見交換
対象者	廃校等への進出可能性のある民間企業
参加者数	<p>廃校マッチングバスツアー：約 80 社（2020 年度・2021 年度の計 3 回）</p> <p>廃校活用を検討する民間企業向けワークショップ：約 20 社（2021 年度）</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> Y 京都府公民連携プラットフォームに参加している福知山市は京都銀行と連携し（「公民連携促進に関する連携協定」を締結）、民間企業による遊休資産活用の推進など、まちの魅力や活力を引き出す取組を実施。 Y 京都銀行が京都府公民連携プラットフォームの参加者や取引先約 1,300 社に対し、廃校活用ニーズ調査を実施（あわせて、テレワーク・サテライトオフィスの導入意向等に関するアンケート調査も実施）、福知山市に対して有効回答 845 社の情報還元を行った。 Y 実際に民間企業が活用している廃校や、受け入れが可能な廃校を巡り、進出を検討する民間企業と同市をマッチングすることを目的とした「廃校マッチングバスツアー」（計 3 回）、「廃校活用を検討する民間企業向けワークショップ」（計 2 回）を京都府公民連携プラットフォームのメーリングリストを

通じて参加案内することで、100社以上の民間企業を福知山市に引き寄せた。

< 廃校活用を検討する民間企業向けワークショップについて >

2021年度は内閣府補助事業「地方創生カレッジ」の「地方創生イノベーション発想塾」の枠組みを活用した「地域アイデアワークショップ」、廃校活用を検討する民間企業とともにアイデアを磨き、具体的な活用イメージを描く「アイデアブラッシュアップワークショップ」を開催し、民間企業に地域をより深く理解いただく取組を推進。

【スキーム図】



【廃校マッチングバスツアーの様子】



【廃校活用を検討する事業者向けワークショップの様子】

< 地域アイデアワークショップ > < アイデアブラッシュアップワークショップ >



活動目標	PPP/PFI 事業の形成 [官民対話機能]
具体的な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> Y 具体案件に関する PPP/PFI 手法、官民のリスク分担、民間ノウハウの活用方法等に関する官民対話 Y PPP/PFI による公共施設の整備・運営や公有地の活用に関する官民対話、民間からのアイデア提供 Y 特定テーマ（分野、施設用途等）を対象とした PPP/PFI 導入可能性に関するセミナーや官民対話
活動例	<ul style="list-style-type: none"> Y 特定テーマに対する PPP/PFI 導入適性や民間企業参画等についての意見交換 [福岡市 R2 、佐世保市 R2 、京都府 R2 、静岡市 R2 、川崎市 R2 他]
事例：令和 2 年度 第 1 回 川崎市 PPP プラットフォーム意見交換会	
テーマ	民間活用を検討している事業についての意見交換
参加者	Y 市内外の民間事業者 83 団体
概要	<ul style="list-style-type: none"> Y 川崎市が民間活用を検討している複数の事業について、民間が創意工夫を発揮する余地の多い検討の初期段階から幅広く対話を実施しながら事業を進めていくもの。 Y 対話案件は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> 未利用公有地の有効活用 労働会館・教育文化会館の再編整備事業 堤根余熱利用市民施設整備の検討 川崎駅西口大宮町地区 地区施設整備活用事業 道路行政におけるデジタル技術（交通ビッグデータ、AI、画像分析、業務改善等）の活用 青少年科学館プラネタリウムの有効活用 建替え後の大師支所・田島支所における地域活性化に向けた取組

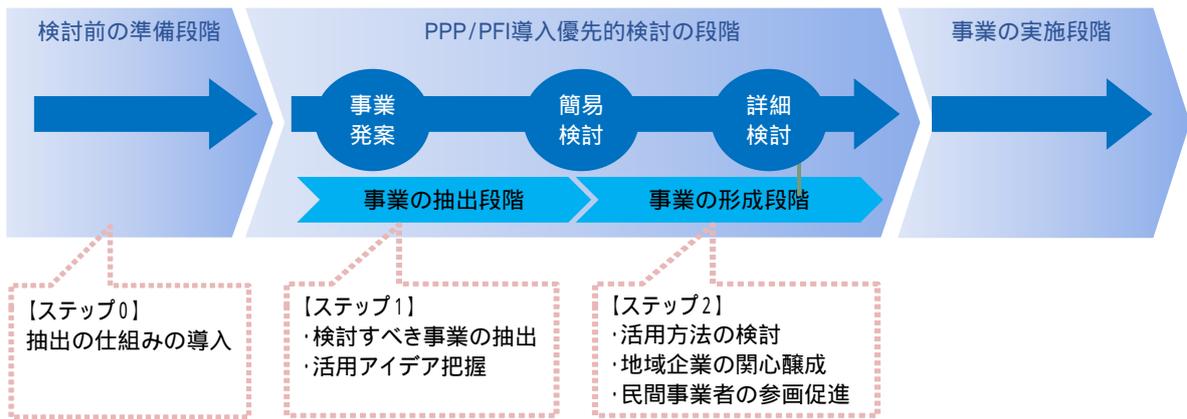
2 . 官民対話の効果的な実施

(1) 官民対話の目的・項目の設定と必要な準備

PPP/PFI 案件候補の抽出から PPP/PFI 事業の形成に至る一連の流れの中で、事業の検討段階に応じて、官民対話の目的は変わっていきます。官民対話を行うタイミングとしては PPP/PFI 案件候補の抽出に向けた準備段階、抽出段階、事業の形成段階の大きく 3 つの段階があります。地方公共団体は、どの段階で何を目的に何について官民対話を実施するかを整理し、必要な準備を行います。(図表 26)

なお、PPP/PFI 事業の形成段階の官民対話の準備・実施にあたっては、各 PPP/PFI 事業のアドバイザー業務の一環として、各 PPP/PFI 事業の基本構想策定や導入可能性調査を委託するコンサルタント等の協力を得る方法も考えられます。

[図表 26] PPP/PFI 事業の検討段階に応じた官民対話の内容と資料イメージ



【ステップ0】PPP/PFI 案件候補の抽出に向けた準備段階		
官民対話の目的	求める意見やアイデア	準備が必要な事項・資料
PPP/PFI 案件候補を抽出するための仕組みの導入 例) 民間提案制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公有資産の有効活用等を進めていくために地方公共団体からどのような情報を提供すべきか ・ どのような民間提案制度があれば民間企業が PPP/PFI 事業に関するアイデアを提案しやすいか ・ PPP/PFI 事業のリストや公有資産のリストにどのような情報を盛り込むべきか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らが導入しようとしている民間提案制度や情報提供の仕組みについての説明 ・ 先進的な取組みを行う地方公共団体でどのような仕組みが導入されているかの紹介
【ステップ1】PPP/PFI 案件候補の抽出段階		
官民対話の目的	求める意見やアイデア	準備が必要な事項・資料
PPP/PFI 手法の導入を検討すべき事業の抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等総合管理計画や公共施設等整備に関するロードマップ等においてどの公共施設で PPP/PFI 手法の活用が検討できるか、どういった公共施設を統廃合、集約化、包括化していくべきか ・ どの公有資産を有効活用できるか ・ 民間ノウハウを活用することで効率化できる行政サービスはあるか ・ 特定の公有資産についての活用アイデア 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等総合管理計画の説明 ・ 公有資産や行政サービスの情報開示 ・ 公共施設等総合管理計画の実行やアセットマネジメントの推進等において PPP/PFI 手法が活用されている先進的な事例等の紹介
【ステップ2】PPP/PFI 事業の形成段階		
官民対話の目的	求める意見やアイデア	準備が必要な事項・資料
具体事業の PPP/PFI 手法や官民のリスク分担、特定の公有資産の活用方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体事業について PPP/PFI 手法導入の可能性、官民のリスク分担のあり方 ・ 特定の公有資産の有効活用に対する事業手法、公共で提示する制約要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱う事業や公有資産の概要、それに関連する上位計画、参考となる先進事例等、参加者が検討する際に有益な情報の提供
PPP/PFI 事業への地域の企業の関心醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施予定の PPP/PFI 事業に関する質問や意見 ・ 次にみむ PPP/PFI 事業の検討において生かせる意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱う事業の概要説明 ・ 地域の企業が参画している他地域や同種の先進事例の紹介
民間事業者の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方針等に盛り込むべき具体的な内容（公募資料作成にあたっての検討課題等） ・ 事業方式の検討課題（取得方式か定借方式か等） ・ 評価の考え方 ・ 地域企業の参画を促進する観点から参加資格要件等に関する意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業で想定する事業スキーム、公募要件

(2) 官民対話を実施するにあたってのポイント

前項に示した必要な準備を進め、PPP/PFI 事業の案件形成に資する官民対話を実施するには、工夫が必要です。先進的な取組みを実施している協定プラットフォームを参考に、官民対話を実施するにあたってのポイントを示します。

ポイント1：参加者募集の段階での情報発信

PPP/PFI の事業化につながる実のある対話を成立させるためには、対象事業の内容等はもとより、**図表 27** に示す情報等を公共側で事前に資料として取りまとめ、民間側に示すことが望ましいです。事業概要等は庁内における検討段階に応じた対話時点での内容等でよく、決定している事項と今後の検討余地がある事項（民間が意見を示し得る事項）の識別が民間側にとって重要です。なお、計画地を撮影した動画を活用するなど、詳細な情報を提示できればより効果的です。

[図表 27] 事前に提示することが望まれる情報

項目	内容
経緯	Y 事業に至る経緯 Y 庁内における検討段階・合意状況（事業発案段階なのか、構想段階なのか、計画段階なのか（あるいは、優先的検討規程の簡易な検討段階なのか、詳細な検討段階なのか）） Y 首長の意向等
地域情報	Y 当該事業周辺の地域の状況（人口規模・構成や類似施設の集積状況等事業に関係した情報） Y 地域の課題、ニーズ
事業概要 対話時点で検討されている内容	Y 事業方針（事業目的、事業コンセプト、導入機能等） Y 事業の効果 Y 施設の立地環境、敷地条件 Y 施設計画に係る法的制約 Y 施設の構想、計画
事業スケジュール	Y 事業化の時期 Y 竣工、供用開始の時期

その上で、当該事業の検討段階を踏まえた対話の目的に照らし、その対話により民間に何を確認したいのか、何に対してアイデアを示してほしいのかを、事前に明確に伝えることが大切です。

そうした官側の事前の情報発信ができれば、民間側も事前に考えを整理したうえで対話に臨むことが可能となり、建設的な実のある対話となります。

ポイント2：民間意見を引き出すための工夫

民間側は、官民対話を通じて発注者である地方公共団体（事業所管課）の方針や考えを知りたいと考えています。よって、事前の情報提示に留まらず、事業所管課が民間側と相対し自らの言葉で伝えることが重要です。しかし、事業所管課の担当者によっては官民対話の経験がなく、対話スキルの面で不安を抱えているケースもあります。その場合は、対話の進行役を当該地域プラットフォームの形成・推進主体やコアメンバーである地域金融機関及び大学（学識経験者）が担い、事業所管課の発言の主旨を民間側が理解しやすいかたちで伝えることや民間側の意見を上手に引き出すなどのフォロー体制を整えることも有効的です。

なお、民間側の意見を引き出す上での留意点として、**図表 28** で示す点が挙げられます。

[図表 28] 民間側の意見を引き出す上での留意点

- Y 当該事業に係る地方公共団体の方針や考えを具体的に伝える（事前の情報発信に加え、対話の場で言葉により伝える）
- Y 民間に確認したい事項等について、地方公共団体としての考えを伝え、それを軸に民間目線からはどのように考えるか（賛同するか、あるいは違う見方があるか等）を引き出す
- Y 民間に全てを任せるのではなく、地方公共団体（事業所管課）としてどの程度の財政的負担やリスク負担をするつもりであるかを伝える

また、対話の相手が地域企業である場合、PPP/PFI 事業の経験・実績がなく、短い対話の時間内では意見を引き出せないことも想定されます。その場合は、予め参加者に聞きたい事項とそれに対し想定できる返答の選択肢を QA シートのような形で準備し、事前に送付・回収し、対話当日は当該回答に基づき、掘り下げたやりとりを行うことも効果的です。

ポイント 3：参加者へのフィードバック

民間側は、自らのアイデアやノウハウを発揮し得る事業が形成されビジネスチャンスとなることを期待し、官民対話に参加します。したがって、官民対話において発言した意見が事業化に向けてどのように反映されたかに最も関心があります。地方公共団体はそうした民間側の意向に応え、対話による民間のアイデアや意見を整理の上、事業化に向けた次の検討段階でどう活かすか、その方針をフィードバックすることが望まれます。

また、このような丁寧なフィードバックが、民間にとってインセンティブとなり、より有効なアイデアや意見を引き出すことに繋がります。

ポイント4：庁内検討プロセスへの地域プラットフォームを活用した官民対話の位置づけ

平成 29 年度より人口 20 万人以上の地方公共団体を中心に PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の運用が本格的に始まっています。さらに、令和 3 年度 6 月の内閣府・総務省通知 1 に基づき、人口 10 万人以上 20 万人未満の地方公共団体は令和 5 年度末までに同規程の策定が、人口 10 万人未満の地方公共団体は必要に応じた対応が要請されています。

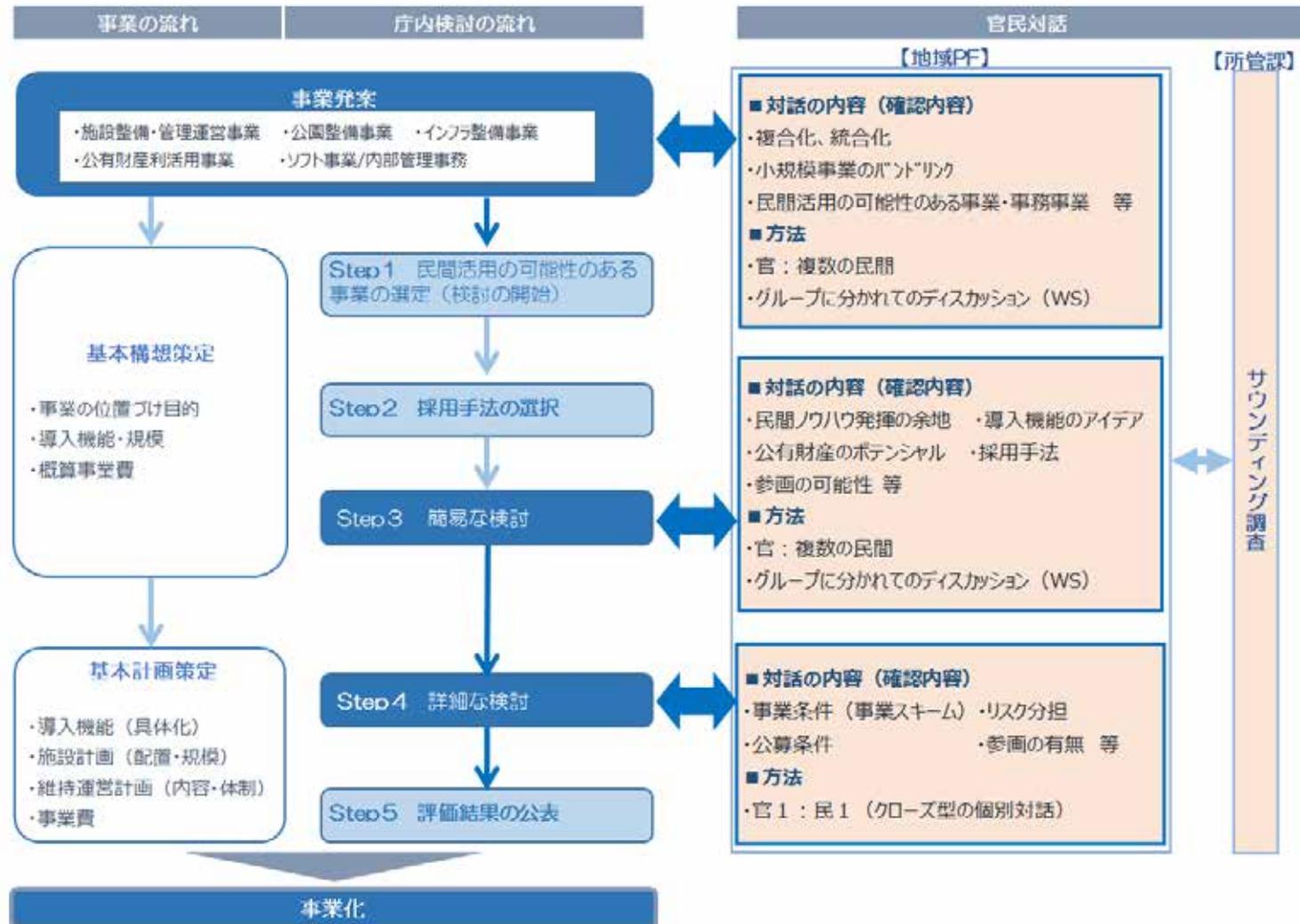
図表 29 に挙げた事例に見られるとおり、優先的検討規程を策定している地方公共団体では、PPP/PFI 事業の案件形成において優先的検討プロセスに従い検討を進めています。PPP/PFI 事業の案件形成に資する官民対話とするためには、この優先的検討プロセスに代表される庁内検討プロセスの中に地域プラットフォームを活用した官民対話を位置づけ、ルール化することが有効です（図表 30 参照）。ルール化することで、民間の意見を踏まえた民間のノウハウ・アイデアを発揮し得る、実現可能性の高い事業を継続的に創出していくことができます。

〔図表 29〕PPP/PFI の検討プロセスで地域プラットフォームの活用を位置付けている事例

策定主体		川崎市
優先的検討規程		民間活用(川崎版 PPP)推進方針 ～最適な市政経営の実現に向けて～(令和元年度策定)
地域プラットフォーム 活用	掲載目次	2 本市がめざす民間活用(川崎版 PPP)の基本的な考え方 等 優先的検討プロセスにおいてもプラットフォームの活用について記載あり
	活用内容	(2.7) 民間活用の取組の方向性 イ 民間活用対象事業の情報発信・情報共有 民間活用においては、民間が、創意工夫を可能とする専門的知識や技術・ノウハウ(新技術の開発・導入を含む)、ネットワーク等により、本市が直接事業を実施するよりも効率的・効果的に公共サービスを提供できるか、と いうことを確認する必要がある。また、民間が事業に関して、創意工夫をする だけの経営ノウハウを有し、それにより、安定的に公共サービスを提供でき るか、という採算性も本市が確認する必要がある。 さらに、本市がめざす民間活用では、本市と民間が重要なパートナーとし て、「公共」を共に創り上げていくために、それぞれが把握する情報を共有し ていくことが重要である。 そこで、本市からは <u>事業の検討初期の段階から、情報共有の場(プラット フォーム等)を利用し</u> 、どのような事業があるのか、行政や地域が抱える課題 は何か、民間に求める事項は何か、などの具体的な事項を情報発信し、民 間からの独創的なアイデアや発想による事業発案を促していく。

1 地方公共団体に対する内閣府・総務省通知（令和 3 年 6 月 21 日付府政経シ第 401 号総行地第 92 号）「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運営について（要請）」

[図表 30] 事業化に向けての庁内検討と官民対話の仕組み例



ポイント5：オープン型の官民対話、クローズ型の官民対話の使い分け

案件形成の川上段階（事業発案～構想・簡易な検討段階）にある事業においては、地域の課題解決に資する導入機能やアイデア、あるいは事業ポテンシャルや民間ノウハウの発揮の余地、PPP/PFI手法導入の可能性等に関し、多角的な視点から検討するために広く意見を募ることが望まれます。そのため官民対話に掛ける場合は、地方公共団体と複数の民間が開かれた場で実施するオープン型の官民対話が適しています。

一方、川下段階（事業計画・詳細な検討段階～事業者選定段階）にある事業に関する官民対話は、事業条件（事業スキーム）やリスク分担、公募条件、事業への参画意向といった、民間の知的財産や事業者選定時の勝敗に直結する事項を扱うため、民間のノウハウの保護や守秘義務が果たせる官と民の1対1によるクローズ型の官民対話が求められます。（以上、**図表31**）

[図表 31] オープン型の官民対話とクローズ型の官民対話の特徴

	オープン型の官民対話	クローズ型の官民対話
概要	<ul style="list-style-type: none"> Y 当該対話の場において、複数の民間事業者からの意見聴取を行う方式(ワークショップ、意見交換会等) Y 事業者間での議論を行うことで意見を聴取することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> Y 個別に民間事業者からの意見聴取等を行う方式(個別対話) Y 他社を気にする必要がないことから、民間事業者からはより具体的かつ積極的なアイデアやノウハウ等を聴くことが可能
適した対象案件	Y 川上段階にある案件	Y 川下段階にある案件
徴取可能な主な意見	<ul style="list-style-type: none"> Y 導入可能な機能に係るアイデア Y 導入可能な PPP/PFI 手法 Y 公有資産の活用アイデア Y 事業ポテンシャル 等	<ul style="list-style-type: none"> Y 当該民間事業者の知的財産権に該当し得る独自のノウハウ Y 参加しやすい公募条件 Y 適切なリスク分担 等
傍聴の可否	<ul style="list-style-type: none"> Y 傍聴可 Y 傍聴を可とすることで、対話の経験が浅い地方公共団体や民間事業者にとって、官民対話の進め方を習得する機会となり得るとともに、当該事業に係る情報発信機能も兼ねることが可能 	Y 傍聴不可

地域プラットフォームは、官産学金という異なる主体が一堂に会するとともに、その開放性に特徴があるため、川上段階にある事業に関するオープン型の官民対話に相応しいと言えます。しかし、地域プラットフォームを活用した官民対話の対象案件は、川上段階にある事業に限定されるわけではなく、数は多くはないものの川下段階にある事業も対象となります。よって、地域プラットフォームを活用した官民対話は、対象事業の検討段階に応じた特徴を理解しオープン型の官民対話とクローズ型の官民対話を使い分けることが有効です。また同一事業が検討のステップを進めるに従い、オープン型の官民対話からクローズ型の官民対話へ移行し、対話を重ねることも案件形成にとって効果的です。（**図表32**）

なお、広域プラットフォームの場合は、PPP/PFI 事業実施はもとより、官民対話の経験もない市町村が参加することが想定されます。そうした市町村にモデルを示すことを意図し、オープン型の官民対話を行うことも有効です。

[図表 32]

地域 PPP/PFI プラットフォームを活用したオープン型の官民対話とクローズ型の官民対話の例

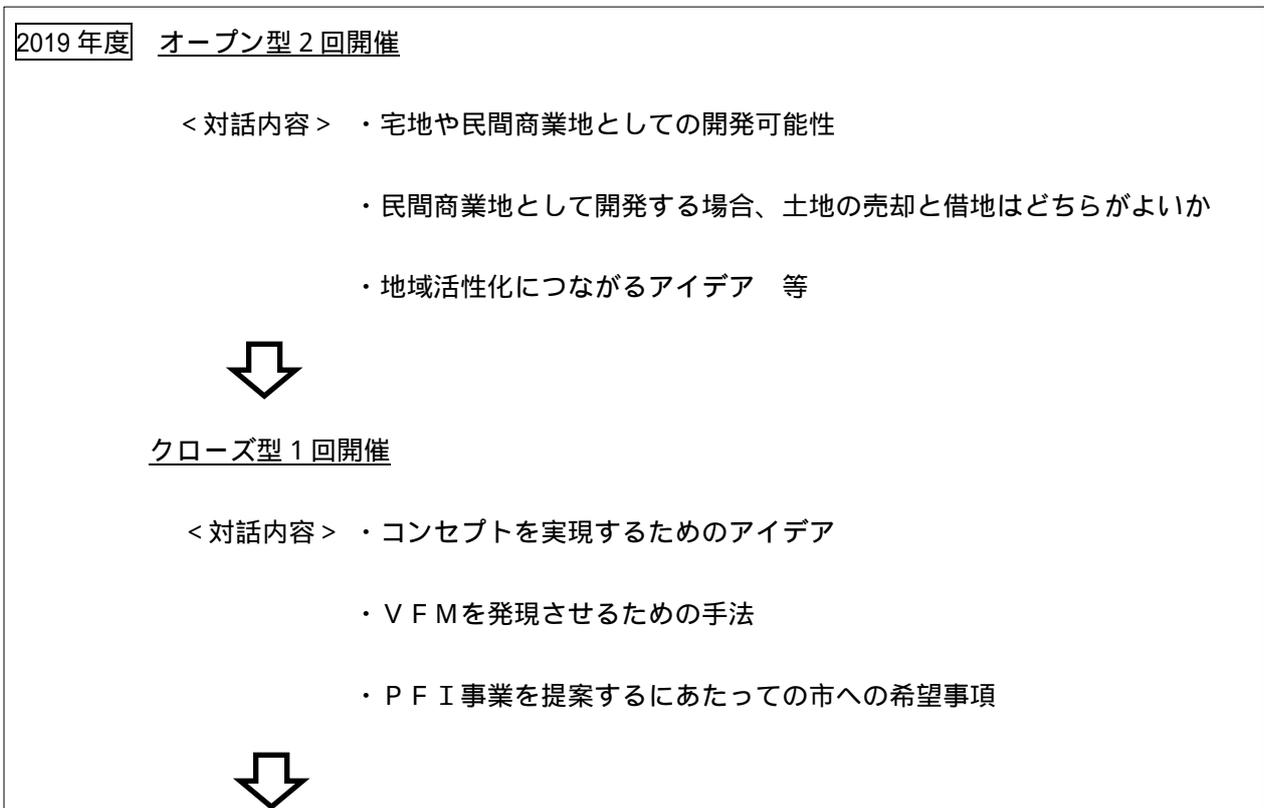
モデル事例	青森県	川崎市
検討段階	川上段階	川下段階
対話の形式・方法	意見交換会(複数の民間事業者がグループに分かれ、行政と意見交換をオープン型で実施)	個別対話 (オンライン会議、1対1のクローズ型で実施)
開催日程	第2回 (仮称)あおもり公民連携研究会設立に向けた講演会及び官民対話(令和3年1月)	2021年度 第1回川崎市 PPP プラットフォーム意見交換会 (令和3年6月)
対話の題材	庁舎の空調設備の整備について(青森県) 公有未利用財産の活用について(青森県) 「(仮称)弘前市民中央広場等管理運営業務」について(弘前市) PPP/PFI よろず相談	川崎市多摩川緑地バーベキュー広場指定管理事業
対話の目的	・民間活用案件の具体化に向けた一歩を踏み出すこと	・指定管理者の公募を予定している事業について、公募に向け個別に意見交換を行うもの
対話項目	・庁舎の空調設備の整備について(青森県) ・民間ノウハウ・創意工夫の余地について ・事業スキームについて ・その他意見 公有未利用財産の活用について(青森県) ・民間ノウハウ・創意工夫の余地について 「(仮称)弘前市民中央広場等管理運営業務」について(弘前市) ・民間ノウハウ・創意工夫の余地について	・コロナ禍における感染防止対策に留意した上での効果的な運営方法について ・特に閑散期となる冬季の有効活用に向けたアイデアや、アイデアを実施する上での現行の仕様等における阻害要因等の確認及び意見交換 ・事業参画を検討する上での懸念事項(特にコロナ禍における運営について)や質問事項についての確認 ・事業参画意欲の確認
進め方	[ブース数] 4ブース 対象案件 各1ブース PPP/PFI よろず相談 1ブース [各ブース定員] ・対話参加者 2~4 者程度 ・各案件の所管課 2名(進行、記録) ・世話役(進行フォロー)1名 [事前準備] 参加者の希望を踏まえ、グループ分け 当日スケジュール作成 各ブースの張り紙 記録用の様式作成 [当日] 司会より進め方を説明	・1 事業者につき 45 分程度とし、申し込み時に希望の時間帯を選択する形で実施。 13:15 ~ 14:00 14:15 ~ 15:00 15:15 ~ 16:00 16:15 ~ 17:00

	<p>対話案件の事業説明</p> <p>各自指定された各ブースへ移動、対話開始</p> <p><各ブースにて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・名刺交換 ・自己紹介(会社・氏名のみ) ・質疑 終了したら次のブースへ移動 	
所要時間等	30分	45分
体制	官民の両方が参加 民間事業者計9社	官民の両方が参加 民間事業者計4社
資料	・対話案件資料	・対話案件資料 事前に参加者の疑問点等を把握し、円滑に意見交換を進めることを目的として事前質問の受付を実施

一つの事業の形成段階で、オープン型とクローズ型を使い分けて複数回実施する例も見られます。山口地域のプラットフォームでは、下関市の「安岡地区複合施設整備事業」を検討するにあたり、当初にオープン型を2回、その後、実施方針公表に向けてクローズ型を2回実施しました。（図表33）

[図表 33]

下関市「安岡地区複合施設整備事業」検討における官民対話から事業開始までの取組履歴



2020年度 P F I 導入可能性調査、実施方針案作成

クローズ型 1 回開催



2021年度 実施方針公表、特定事業の選定・公表、事業者選定

2022年度 施設の設計、施工開始

ここに示すもののほか、国土交通省「地域プラットフォームの取組みから得られた「円滑な官民対話」のポイント」（令和2年1月更新版）にも役に立つ情報がまとめられておりますので、ご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/content/001324705.pdf>

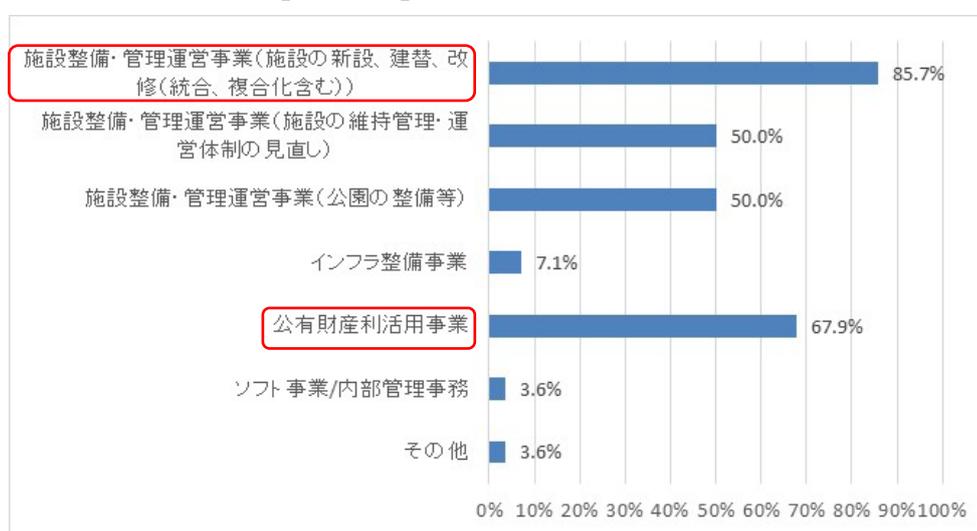
(3) 協定プラットフォームにみる官民対話の現状

協定プラットフォームアンケートでは、各地域プラットフォームが実施した官民対話について、対象案件の事業分野や検討段階、実施方法及びその成果を確認しており、次の結果が明らかになっています。

対話対象案件

図表 34 のとおり、協定プラットフォームにおける官民対話の対象となる案件の事業分野は、「施設整備・管理運営事業」及び「公有財産利活用事業」が中心です。一方、「インフラ整備事業」や「ソフト事業/内部管理事務」に係る官民対話は少ない状況です。

[図表 34] 対象案件の事業分野

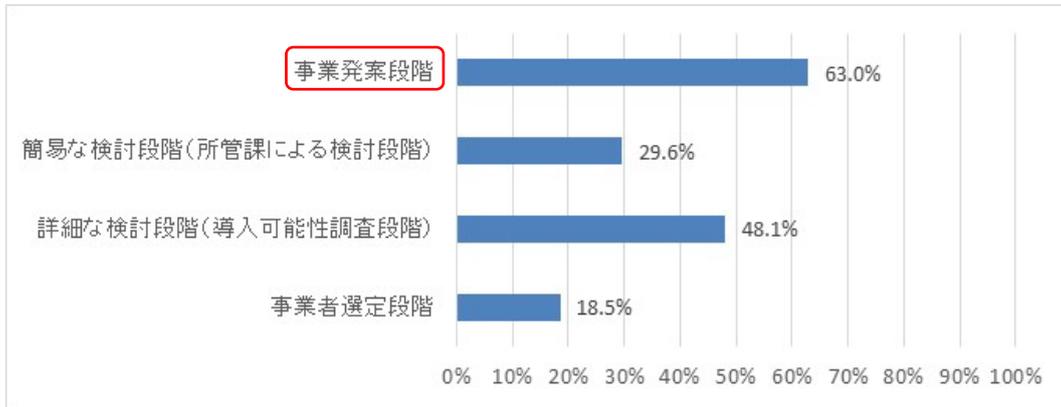


N=28

出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

また、図表 35 のとおり、対象案件の庁内検討段階では、「事業発案段階」にある案件が中心となる一方、PPP/PFI 導入に係る庁内検討としては重要なフェーズである「簡易な検討段階」にある案件は少数です。

[図表 35] 対象案件の庁内検討段階



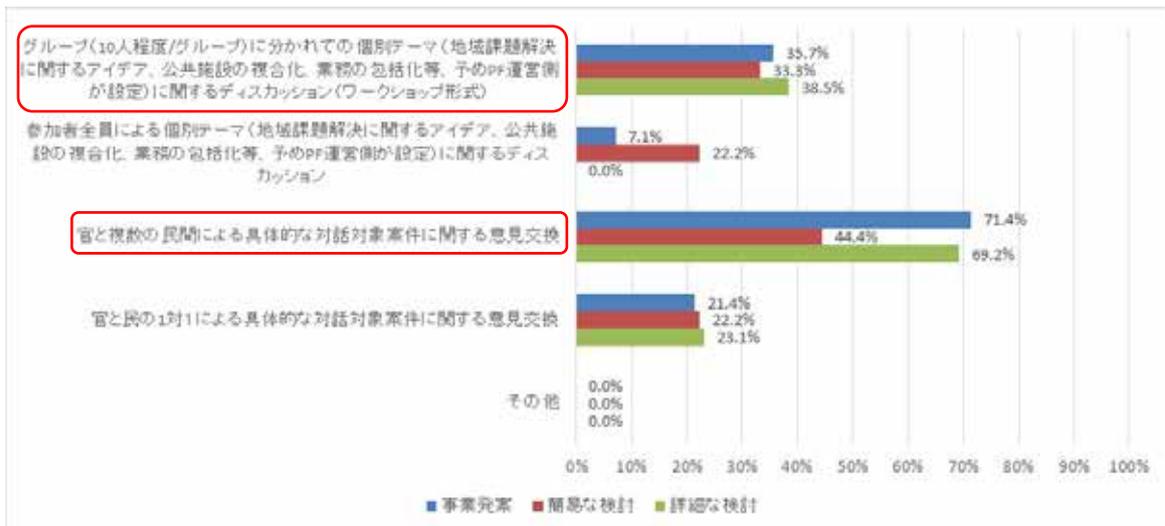
N=27

出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

対話の方法

対話の方法としては、図表 36 にあるとおり、対象案件の検討段階によらず、「官 対 複数の民間」、「グループに分かれてのディスカッション（ワークショップ形式）」といったオープン型の官民対話が多く採用されており、「官1：民間1」のクローズ型の官民対話や「参加者全員によるディスカッション」は少ない状況です。適度に自由な形で意見のキャッチボールができる規模感での対話の方法が取られていることがわかります。

[図表 36] 官民対話の方法



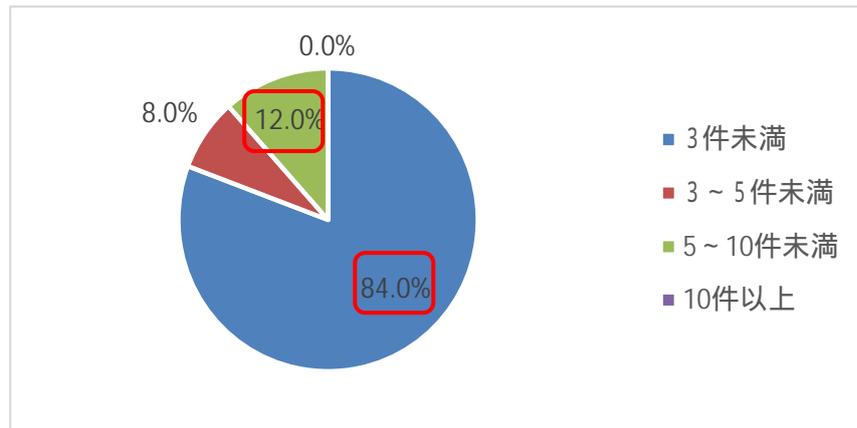
事業発案 : N=14 簡易な検討 : N=9 詳細な検討 : N=13

出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

対話の成果

図表 37 に見られるとおり、これまでに官民対話が事業化につながった案件数は、協定プラットフォームのうち 1 割強の地域プラットフォームで 5～10 件となつていますが、8 割強と大半の地域プラットフォームでは 3 件未満に留まっています。設置されてまもない地域プラットフォームが多い中、今後の事業化案件の増加が期待されます。

[図表 37] 事業化につながった案件数

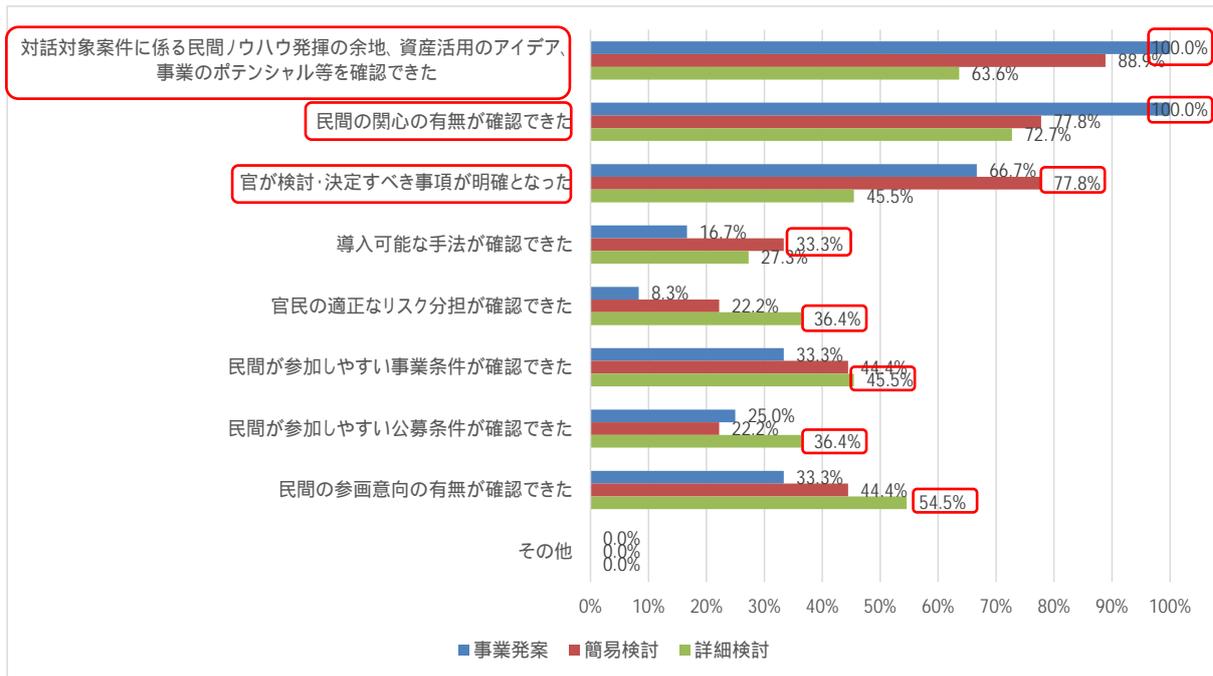


N=25

出典：協定プラットフォームアンケート結果（2020年10月実施）

官民対話を通して確認できた内容（図表 38）をみると、官民対話を通して「民間ノウハウ発揮の余地、資産活用アイデア、事業のポテンシャル」「民間の関心の有無」「官が検討すべき事項」を確認できており、それにより、図表 39 のとおり、「官による事業化に向けた適切な判断に寄与した」、あるいは「民間の関心が高まった」などの官民対話の効果が見受けられます。

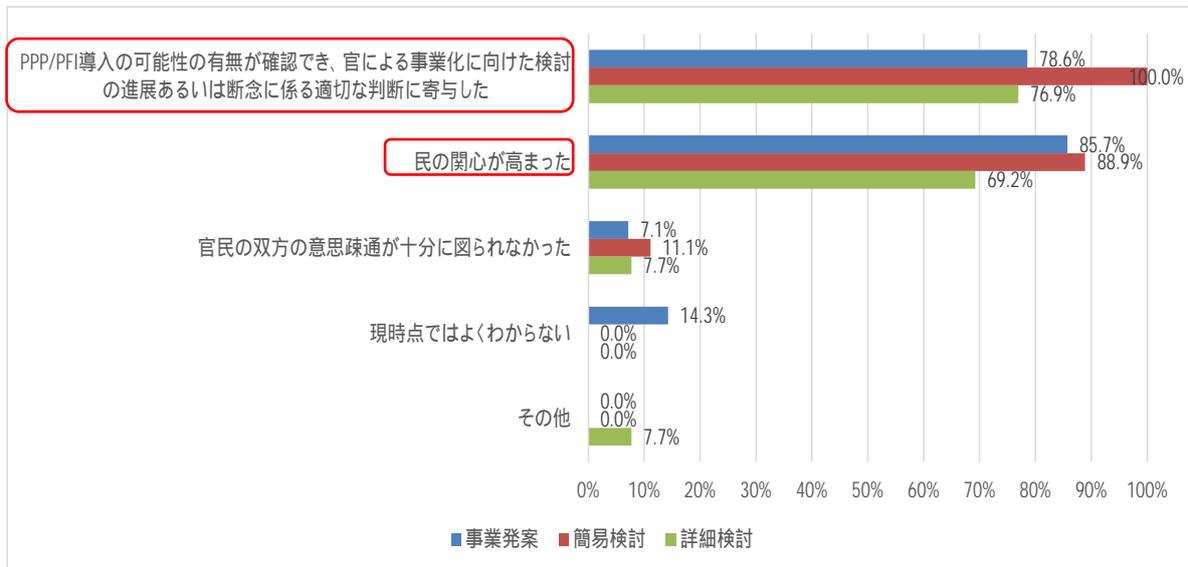
[図表 38] 官民対話を通して確認できた内容



事業発案 : N=12 簡易な検討 : N=9 詳細な検討 : N=11

出典 : 協定プラットフォームアンケート結果 (2020年10月実施)

[図表 39] 官民対話の効果



事業発案 : N=14 簡易な検討 : N=9 詳細な検討 : N=13

出典 : 協定プラットフォームアンケート結果 (2020年10月実施)

3 . 地域プラットフォームの継続的な運営に向けた工夫

(1) PPP/PFI 案件候補に関する情報提供の仕組み導入

地域プラットフォームは、地域で PPP/PFI 事業を恒常的に形成していくために設置するものであり、継続的に運営していくことが重要です。また、民間にとってもビジネスの機会につながる運営でなければ参加するメリットがないため、PPP/PFI 案件候補の情報が継続して提供されることが必要です。

案件候補の情報を継続して提供する仕組みとして、例えば、福岡市のように PPP ロングリスト・PPP ショートリストといった事業化の可能性がある事業リストを作成し、地域プラットフォームを通じてそれらの案件候補に関する詳細情報を提供するという仕組みの導入が考えられます。(図表 40)

また、地方公共団体が策定を進めている公共施設等総合管理計画を活用し、その計画の実行に向けて個別施設ごとの現況や将来的な整備・活用方針に関する情報を整理し、地域プラットフォームを通じて情報提供するという仕組みの導入も考えられます。(図表 41)

このように、案件候補の情報が継続的に整備され、民間も地域プラットフォームに参加することで、地方公共団体から事業内容の詳細を聞くことができたり、意見交換を行うことができるという仕組みを構築することが PPP/PFI 案件形成に向けた継続的な運営に有効です。

[図表 40] 地域プラットフォームを PPP/PFI 事業形成の場として継続的に機能させる工夫

	PPP ロングリスト・PPP ショートリストによる情報提供
概要	PPP ロングリスト:PFI を始めとした PPP による事業化の可能性がある事業のリスト PPP ショートリスト:PPP による事業化の可能性がある事業のうち、事業手法検討業務委託や事業化手続業務委託を行うための予算が確定した事業のリスト
活用方法	・ PPP ロングリスト・PPP ショートリストを活用した個別事業の検討及び対話 ・ PPP ロングリスト、PPP ショートリストの情報を発信 PPP ロングリスト作成に当たり、民間視点での盛込むべき情報を把握するために活用することも考えられる。
期待される効果	・ 民間発案及び民間提案の促進 ・ 民間事業者がよりノウハウを活用でき、参画可能な事業スキーム等の構築
留意事項	事業の進捗を反映した定期的な情報更新が必要

(次ページに続く)

公共施設等総合管理計画に関する情報提供	
概要	公共施設等総合管理計画の実行に向けて、個別施設ごとの長寿命化や公共施設の再配置など具体的な取組を整理した情報 未利用の公有資産情報なども含む
活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集約化、複合化、バンドリングの可能性について意見交換 ・ 具体的な未利用公有資産に対し PPP 事業での有効活用の可能性について意見交換 ・ 具体の PPP 事業の情報発信と公募要件等に対する意見交換
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業の拡大 ・ PPP/PFI 導入可能性の把握
留意事項	川上段階の意見交換が中心になるため、官民連携手法を導入する可能性の有無など、官民対話の結果のフィードバックが必要

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症に係る今後の状況を見通せない中であっては、様々な工夫を取り入れ、継続的な開催を図ることが望まれます。

先進的な取組みを実施している協定プラットフォームを参考に、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた開催におけるポイントを示します。

ポイント 1 : オンライン開催でのロジ面における事前準備

オンライン開催においては、円滑に進行するために、ロジ面の事前準備（通信環境の確認、事前リハーサルによる当日の進行スケジュールの確認、接続テスト、スタッフ・講師の事前調整、参加者への資料共有等）が重要なポイントとなります。また、通信環境やシステム等による配信トラブルを回避するために、専門家の技術的支援を受けることも有効です。

ポイント 2 : オンライン開催での官民対話

オンライン開催の官民対話において、PPP/PFI の事業化につながる実のある対話を成立させるためには会場に参集して実施する時以上に、進行役が率先して対話を進行することが求められます。

また、官民対話対象案件について事前に説明を行い、民間に案件をある程度理解してもらった上で、後日、官民対話のみの日程を設けることも有効です。

事務的な注意点としては、web 会議の入室時の確認として、参加者名に団体名を入れてもらうという依頼を徹底することが、入退室時のスタッフの事務負担軽減につながります。

ポイント3：オンライン開催での参加者とのコミュニケーション

地域プラットフォームの参加者である官と民とのコミュニケーションを促すため、個人情報に留意しつつ、参加者リストを共有することが有効です。

オンライン開催においては、会場に参集しての開催と比して、セミナー等への質問が出にくいという課題があるため、事前に質問を募集する等の工夫を行い、官・民双方向のやり取りを実現することが重要です。

ポイント4：会場に参集して開催した場合の感染症対策

会場に参集して開催する場合は、受付時の確認（氏名、体温測定、マスク着用等）や、消毒液・アクリル板等の設置、会場のソーシャルディスタンス確保、定期的な換気、座席指定、接触確認アプリのインストール通知といった、基本的な感染症対策を徹底することが求められます。

（3）オンライン開催を活用した共同開催やハイブリッド開催など

新型コロナウイルス感染症に対応していくなかで、各種会合をオンラインで開催することが一般的になり、開催のハードルが大幅に下がりました。また、開催会場に足を運ぶ必要がなくなったことで参加自体の負荷が大幅に下がり、より多くの人に参加できるようになりました。この状況を活用し、地域プラットフォームの各種会合を Web 開催とすることにより、講師、参加者ともに場所を問わない運営が可能となります。定員増員が可能となったことで地域プラットフォームの情報発信機能も向上し、地域内外の民間事業者の参加にも繋がっています。

活用の一例として、全プログラムを完全 Web 開催とすることによって、複数のプラットフォームを共同開催したり、さらには現地開催と Web 開催を組み合わせたハイブリッド開催とする事例も見られます（例：YMFG ZONE プラニングが運営主体である山口地域 PPP/PFI 官民連携プラットフォーム、広島県 PPP/PFI 地域連携プラットフォーム、北九州地域 PPP/PFI 官民連携プラットフォームの合同開催、ハイブリッド開催）。

このような取組みにより、主催者、参加者のロジ関係の負荷が大幅に軽減し、中身の充実によりソースをあてられるようになる効果も考えられます。どの手法による開催が最適なのかについては、その時の社会状況、主催者や参加者のニーズや意向、各種事情を勘案し検討することになる

でしょう。（例えば、京都府公民連携プラットフォームの例では、令和2年度：Web開催、令和3年度：Web開催、ハイブリッド開催、令和4年度：現地開催、としています。）

(4) 開催内容の充実 (セミナーのテーマの選定等)

セミナーのテーマの選定といった地域プラットフォームの開催内容については、アンケート結果や官民対話案件に応じて設定されることもあります。

地域プラットフォーム参加者にとって魅力ある内容とするためには、地域プラットフォームの成熟度に応じたテーマ設定が必要であり、新しい参加者を呼び込む際には基礎講座の実施といった工夫が必要となります。また、一連の連続セミナーの実施によって継続した参加を促す取組みも有効です。地域プラットフォームの主な参加者である地域企業においては、他の地域企業の事業参画の取組み紹介に対する関心が高く、そのような関心に応えたテーマ設定とすることで地域企業にとって魅力ある企画内容とすることも重要となります。(以上、**図表 41**)

[図表 41] 開催内容充実にあたってのポイント

Y	地域 PF のアンケート結果において、ニーズの高い内容をセミナーのテーマとして選定
Y	官民対話対象案件に応じてセミナーのテーマを選定
Y	参加者の習熟度に応じた内容を検討・設定
Y	連続セミナー (基礎編 ~ 実践編) を実施し、継続的な参加を促す

(5) 運営体制面での工夫 (地域プラットフォーム運営ノウハウの維持)

地域プラットフォームの継続的な運営体制については、人材不足やノウハウの蓄積 (担当職員の頻繁な異動)、コアメンバーの役割分担が課題として挙げられます。

ノウハウの蓄積・引継ぎについては、複数名の担当者で地域プラットフォームの運営を行い人事異動に対応する、各地域プラットフォームでそれぞれの地域の状況に合わせた運営マニュアルを独自に作成する等が有効と言えます。

コアメンバーの役割分担については、特定のメンバーに負担が偏る形とせず、官・産・学・金のそれぞれの機関の強みを活かした形で分担することが望ましいと言えます。

(6) 事務の簡素化等の負担軽減

地域プラットフォーム運営の事務の効率化のためには、広域プラットフォームにおいてはオンラインを活用した合同開催とすること等がひとつの対応策と考えられます。また国からの支援として、地域プラットフォーム協定制度に基づく「講師派遣」や「案件形成支援」に加え、各地域

プラットフォームの開催内容の集約・フィードバックや、PPP/PFI 事業の事例等に見られる有効な取組みの紹介、地域プラットフォーム代表者の意見交換会の開催といった、地域プラットフォームの運営面での支援も有効と考えられます。

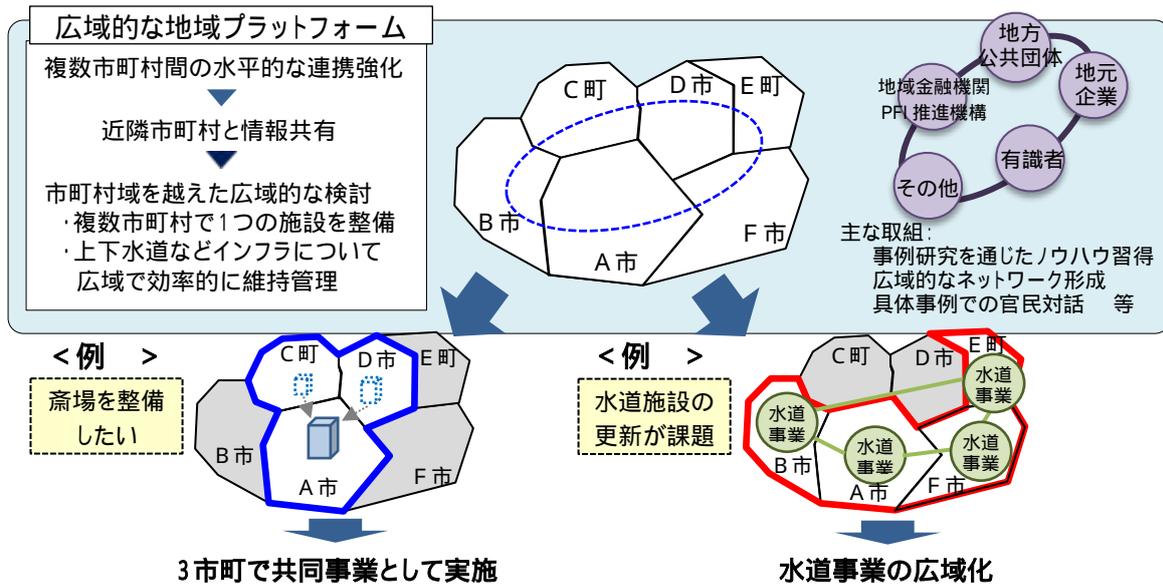
地域プラットフォームの更なる活用

1. 広域的な案件の形成

近年は広域的な地域プラットフォームの形成が進んでおり、市町村の枠を超えた広域的な案件形成への貢献が期待されています。

PPP/PFI 事業の案件形成促進のためには、単独では事業化が困難な小規模事業を一定程度の事業規模にして事業の成立性を高める手法であるバンドリング・広域化の推進が有効です。事業の広域化は、市町村間の調整等において労力を要することもあることから、推進に当たっての調整等を行う受け皿組織として広域的な PPP/PFI 地域プラットフォームが活用できると考えられます。広域的な地域プラットフォームでは、複数市町村間の水平的な連携が強化され、近隣市町村の課題や事業計画の情報を共有することが可能となることから、複数市町村での施設の集約化や上下水道などのインフラに係る広域的な維持管理、小規模な同種事業のバンドリングなど、市町村域を越えた広域的な事業の検討が進むことが期待されます。（図表 42）

【図表 42】市町村の枠を超えた広域的な案件形成の推進イメージ



2 . PPP/PFI 事業発案のための民間提案制度と地域プラットフォームの活用

地方公共団体の職員は、民間企業が有するノウハウや技術を全て理解している訳ではないため、公共施設の整備・維持管理・運営や公共サービスの提供において民間のノウハウや技術がどのように生かせるかや、PPP/PFI 手法をどのように活用できるかを全て考え出し、検討することはできません。また、地方公共団体の職員のみでは、公有資産が持つポテンシャルを十分に踏まえた判断をすることも困難です。一方、民間も、地方公共団体が有する公有資産や地方公共団体が行う各公共サービスの課題等を全て把握できている訳ではありません。そこで、地方公共団体が民間企業に広く情報を提供し、民間が自らのノウハウや技術を生かすことで公共施設の整備・運営及び公共サービスの提供を効率的・効果的に実施できるよう提案する民間提案制度の仕組みを導入することにより、より多くの PPP/PFI 事業の発案が期待されます。

なお、ここでいう民間提案制度は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）第 6 条に規定される PFI 事業に関する民間提案に留まらず、公共サービス提供の民間委託や公有資産の活用等、PPP/PFI 全般を含む広義の民間提案を指します。

民間提案制度を通じた PPP/PFI 事業の発案においては、地域プラットフォームを大きく 2 つの役割から活用することが可能です。

1 つ目は、民間提案制度の仕組み作りにおける活用です。民間からの提案を促進するためには、地方公共団体において公有資産や公共サービスの情報を提供していくことが望まれます。民間は、民間提案制度の中で、提案が必ず検討される体制があることはもちろん、提案に対してのインセンティブが設けられていれば、民間提案を行う意欲が向上します。また、地方公共団体から公有資産や公共サービスについて必要な情報が適切なタイミングで提供されていると、民間からの提案の質も向上します。そこで、地域プラットフォームにおいて、インセンティブのあり方や、事業リストにどのような情報を盛り込むべきか、どのような段階でどのような情報があったらよいかの意見を募り、民間提案の仕組みづくりに反映することができます。

2 つ目は、民間提案を促す情報提供の場としての活用です。地方公共団体は、地域プラットフォームにおいて、どのような公共施設を整備・更新・集約化しようとしているか、どのような公共施設や未活用の公有資産を有しているか、PPP ロングリストとしてどのような公共施設の整備等のプロジェクトを予定しているかを、広く情報発信することで、民間からの提案を促すことができます。また、民間の意見を聞きたい特定のプロジェクトや公有資産については、地域プラットフォームでの詳細な情報提供に加え、産官学金での意見交換を実施することによって、様々なアイデアを得ることができ、その後の有効な提案につながる可能性もあります。

3 . 特定のテーマに対する取組み（地域の課題解決）

地域の状況・ニーズに応じて、地域プラットフォームにおいて地域の課題をテーマとする部会を開催することも、PPP/PFI の案件形成を促す上で有効な取組みと考えられます。

具体的な取組みの事例として、令和3年度、沖縄地域 PPP/PFI プラットフォームでは、県内各自治体において老朽化が進み、建替ニーズの高い給食センター分野における PPP/PFI 手法の普及等を目的とした「沖縄地域 PPP/PFI プラットフォーム給食センター部会」を全4回にわたって開催し、地域のニーズに対応しています。本件は、地域プラットフォーム事務局が、県内複数地方公共団体から給食センター老朽化に関する相談を受けたことから、県内に同様の課題を抱えている地方公共団体が多いのではないかと考え、県内全41市町村を対象に調査を行ったところ、11市町村（4市4町3村）が老朽化に伴う施設更新があること、うち2市1町においては導入可能性調査を実施中であり、早期に事業化に至る可能性もあることが判明したことから、給食センター部会を立ち上げ、集中的に4回開催し、知識習得等の必要性を共有したものです。

開催実績は以下の通りです。

第1回 給食センターPFI 事業に係る概論

第2回 自治体（発注サイド）視点での給食センターPFI

第3回 民間事業者（受注サイド）視点での給食センターPFI

第4回 沖縄県外給食センターPFI 事業者による講演

このように、地域プラットフォームの事務局やコアメンバー、構成員からの提案などをヒントに地域の課題をキャッチし、地域プラットフォームを活用してその解決を図っていく、地域プラットフォーム活用において一般的な「個別の具体的な案件を持ち込んでからの検討」より前段階の、地域の課題の発見と解決法の模索に取り組むことも地域プラットフォームに期待される一歩進んだ機能の一つです。

4 . 現地見学会の取組み

地域プラットフォームにおけるセミナーの開催や官民対話に留まらず、実際に現地を見学して意見交換を行うといった検討を深める取組みも、マッチングの促進含め、PPP/PFI の案件形成を促す上で効果的と考えられます。

具体的な取組みの事例については、「地域プラットフォームの運営 1. 実施内容（プログラム）の検討」の「図表 25 プログラム事例」を参照してください。

5 . 多様なテーマ設定

たとえば、公的不動産の有効活用を図る PPP 事業の推進についても、地域プラットフォームの活用が考えられます。令和 3 年度、福井と石川の地域プラットフォームにおいて公有資産利活用をテーマにした講演と案件紹介が行われました。福井と石川のプラットフォームでは北陸財務局や日本政策投資銀行がコアメンバーになっており、このようなテーマの選定が選ばれる要因になったと推察されます。これは多様なメンバーから構成される地域プラットフォームがその多様性をうまく利用した一例であり、多様でないメンバー構成の地域プラットフォームであっても、他の地域プラットフォームでの取組を参考に地域の実状を踏まえた様々なテーマを設定し、地域プラットフォームを活用していくことも有益です。

上記の公有資産利活用の回のプログラムは以下の通りです。

1 講演

- (1) 「地域プラットフォームを通じた公有資産利活用に向けて」（日本政策投資銀行）
- (2) 「公有資産利活用事例のご紹介」（日本経済研究所）

2 案件紹介

- (1) 地域や社会のニーズに対応した国有地の活用（北陸財務局）
- (2) 県営住宅町屋団地における未利用地の活用（福井県）
- (3) 町営住宅跡地等の活用（石川県中能登町）

6 . 地域プラットフォームによる域内市町村サポート

地域プラットフォームの中には、P11～で紹介した「地域プラットフォームにおける機能を果たすための取組み」に加え、域内市町村に対する様々なサポートをしている例が見られます。沖縄地域 PPP/PFI プラットフォームでは、個別プロジェクトの相談に応じたり、内閣府や国土交通省の実施する補助事業等の情報提供や応募案件の取りまとめ等をサポートしたりしています。地域プラットフォームの活動の実効性を高めるためにもこのような取組みが期待されます。

7．地域企業の参画促進（福岡 PPP プラットフォームの取組例）

地域プラットフォームの取組の結果として期待されることの一つとして、PPP/PFI 事業への地域企業の参画が挙げられます。地域企業の参画促進は多くの地方公共団体や地域プラットフォームにおいても頭を悩ませているものと思います。

福岡 PPP プラットフォームでは令和 4 年 3 月に「福岡 PPP プラットフォーム 10 年間の振り返り」と題して、地域企業（同プラットフォームでは地場企業と称しています）の PPP に関するノウハウ習得と事業参画に向けた競争力強化を図るためにプラットフォームを設置した背景、取組とその成果について紹介しています。講演資料によると、福岡市は設置直後の 3 年間は地場企業における事業参画の機運醸成を期待した基礎的な内容のセミナーを実施し、4 年目以降は、それまでの取組に加えて地場企業との官民対話を進め、地場企業の参画促進と提案内容の質の向上に努めました。その結果、福岡市の PPP/PFI 事業の応募・参画実績としては、応募企業総数のべ 285 社のうち 66%に相当する 185 社が地場企業、参画企業総数のべ 160 社のうち 70%に相当する 112 社が地場企業となりました。

上記セミナーにおいてはプラットフォームの活動に対する参画企業からのフィードバックも併せて紹介されました。講演資料やセミナーの様子などは以下の URL からご参照ください。

（福岡市 HP）令和 3 年度福岡 P P P プラットフォームセミナーについて

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/jigyo-suishin/ppp_pfi/2021seminor.html

（日経 BPHP）福岡 PPP プラットフォーム、10 年間の活動を振り返る

<https://project.nikkeibp.co.jp/atcl/ppp/PPP/report/033000319/?P=1>

地域プラットフォームの事例

地域プラットフォームには、基礎自治体により設立された単独プラットフォームに加え、府県等広域自治体により設立された広域プラットフォーム、及び地域金融機関や学識経験者等の地方公共団体以外により設立された広域プラットフォームがあります。

本章では、それぞれの地域プラットフォームの取組事例を紹介しますが、経験がなく初めて取り組むような場合は、百聞は一見に如かず、具体的な運営イメージを持つために活動中の地域プラットフォームに見学に行く、実際に参加してみるということもお勧めです。

1. とやま地域プラットフォーム（富山市等）

形成の背景	
地域において PPP/PFI 手法活用に取組む理由	
Y	将来人口の減少と少子高齢化により、将来的な社会保障費は増大する一方で、税収は縮小し、より一層厳しい財政状況になることが予想される。
Y	現在の富山市は、H17 の市町村合併により、機能の類似する施設が市内に重複し、各施設の利用率低下と維持費増大につながっている。また、人口規模が拡大した 1970 年代に整備された公共施設の多くが今後一斉に更新の時期を迎える。今後、これらの公共施設の維持管理・更新に対応しつつ、財政負担を軽減するため、PPP/PFI 手法を推進することが必要となってくる。
地域において PPP/PFI 事業に取組む上での課題	
Y	富山市では、これまで 14 件の PPP/PFI 事業を実施しているが、施設整備事業が大半となっている。今後は、ハコモノ中心の PPP から、道路や橋りょうなどの社会インフラの包括管理、公共施設の民間運営事業化、Park-PFI 等の運営中心の PPP への転換も必要となってくると考えられ、PPP/PFI 事業への参画経験の乏しい土木事業者等の理解促進や機運醸成活動から取組む必要がある。
Y	また、富山市以外の県内自治体の PPP/PFI 事業の案件数が少ないことも PPP/PFI 導入推進を妨げる要因の一つであり、金融機関や民間事業者との連携に留まらず、「ワンチームとやま」のもと、富山県及び県内市町村等の行政機関との連携もより強化し、広域化を図る必要がある。
活動目標	
Y	官側の PPP/PFI 推進の必要性や、仕組みへの理解の不足の解消
Y	地域事業者の PPP/PFI に関する知識・ノウハウの不足の解消
Y	PPP/PFI に関する官民の相互理解の不足の解消
Y	官民、民間のネットワークの構築
Y	案件形成機能の強化
Y	広域化
詳細データ	
取組体制	庁内体制 PF 担当部局 企画管理部 行政経営課 事業所管部局との調整方法 ・行政経営課から事業所管課へ打診 ・行政経営課において市の全ての公共施設等整備事業の情報を把握（年度当初に全庁照会）

	<p>PPP 関連部局との連携方法 導入検討のための機関 導入決定機関</p> <p>ガイドライン等 優先的検討規程 PFI ガイドライン 個別施設計画・再配置計画 民間提案制度</p>	<p>地域 PF 担当部局と PPP/PFI 関連部局はともに企画管理部行政経営課が担当 富山市 PPP 事業手法検討委員会 富山市政策調整会議（市長、副市長、政策監、上下水道事業管理者、企画管理部長、財務部長で組織）</p> <p>「富山市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」 「富山市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用に関する指針」 「富山市公共施設等総合管理計画」 「富山市公共施設マネジメントアクションプラン」 「地域別実行計画」</p>
運営体制	<p>コアメンバー Y 産： - Y 官：富山市（形成主体）、財務省北陸財務局 Y 学： - Y 金：(株)北陸銀行、(株)日本政策投資銀行 Y その他： -</p>	
	<p>運営 Y 富山市</p>	
	<p>コアメンバー間の役割分担 推進主体： 富山市 企画立案： 富山市、財務省北陸財務局、(株)日本政策投資銀行 情報発信： 富山市、財務省北陸財務局、(株)北陸銀行、(株)日本政策投資銀行 運営ロジ： 富山市、(株)日本政策投資銀行</p>	
	<p>予算等 予算確保の方法： (H28)内閣府地域プラットフォーム形成支援（H29～R2）富山市からとやま地域プラットフォーム運営協議会へ負担金として拠出 予算規模： 年間 150 万円（例年の決算額は 100 万円前後、剰余金は富山市へ返納） 主な費用： 会場借上料、講師謝礼及び旅費、サイト開設費等</p>	
参加者	<p>対象者 （産）市内事業者を問わず、多様な地域及び業種の民間事業者 （官）富山市、富山県内の地方公共団体 （学）地域の大学 （金）地域金融機関等</p>	
	<p>人数規模 Y 1 回あたりの参加者は、40～50 団体、60～100 名程度</p>	
	<p>参加者リスト Y リストの整備：有り Y リストの公表：非公表</p>	
	<p>参加者への案内、参加受付方法 参加者への案内： 富山市、財務省北陸財務局、(株)北陸銀行、(株)日本政策投資銀行から案内 参加者の受付方法： 富山市に申込み（申込専用サイト）</p>	
運営の準備	<p>会場の確保方法 Y 富山市内の民間会議施設および公共施設を利用</p>	

		<p>官民対話等の題材準備方法</p> <p>講演： 富山市がテーマ設定を行い、テーマに応じた事例や講師を(株)日本政策投資銀行が紹介・選定し、富山市が招聘</p> <p>官民対話： 富山市から案件及び課題を提供、財務省北陸財務局がファシリテーター、(株)日本政策投資銀行がモデレーター、参加者が書記</p> <p>個別事業の紹介： 事業所管部局が事業概要説明資料を作成・説明</p> <p>報告： -</p>
これまで の活動 内容	セミナー 等の 開催	<p>R2 第1回</p> <p>Y テーマ【キャッシュフローを生み出しにくい社会インフラへのPPP/PFI】 セミナー</p>
		<p>R2 第2回</p> <p>Y テーマ【官民連携によるパークマネジメント】 セミナー及びオープン型サウンディング 富山市以外の県内自治体の案件での官民対話を実施</p>
		<p>R2 第3回</p> <p>Y テーマ【官民連携によるアリーナ改革】 セミナー及び事業説明</p>
	情報 発信	<p>富山市、財務省北陸財務局、(株)北陸銀行、(株)日本政策投資銀行のHPで発信 富山商工会議所へのチラシ配布 過去のセミナー参加者にメールで発信</p>
活動の イメージ		<p>活動の様子 【事業説明】</p>  <p>【オープン型サウンディング】</p> 

2 . 京都府公民連携プラットフォーム（京都府、京都銀行等）

形成の背景	
地域において PPP/PFI 手法活用に取り組む理由	
Y	府内の地方公共団体においては、PPP/PFI 手法の知識・ノウハウ・情報が不足している。また、官民相互の理解不足等の課題により、案件形成が進まない状況にあった。
Y	PPP/PFI の理解醸成を図るべく、セミナー等による啓発が行われてきたが、一部の民間事業者、地方公共団体での普及にとどまっていた。
Y	PPP/PFI 事業実施における課題への認識を共有して議論する官民対話の場が乏しかった。
地域において PPP/PFI 手法活用に取り組む上での課題	
Y	府内地方公共団体の PPP/PFI に対する知識・ノウハウが不足している。
Y	人口減少の影響を受けて年々、地方公共団体職員数が減少しており、将来的に職員だけでは公共の仕事に対応しきれなくなる状況が予測される。
広域の地域プラットフォームに取り組む目的	
Y	広域的な取組の可能性を検討する場
Y	京都府が実施主体となることで、市町村の枠を超えた広域的な活動展開が可能となり、府内各地域におけるプラットフォーム開催、具体の案件形成に資する各地域の特性に応じたプログラム設定が可能となる。
Y	産学金公の対話の場
Y	地域プラットフォームの活動を通じ、官民対話の機会を創出し、学識者や地域金融機関との対話の場を設けることで、府内における具体の案件形成を支援する。
Y	地方公共団体の政策形成（人材育成）を支援する場
Y	PPP/PFI の豊富な実績を持つ地方公共団体のノウハウ・経験を活かし、「公」において具体的な案件形成を志向できる人材育成支援、地方公共団体の政策形成に資する活動を展開する。PFI に限らず多様な手法を用いた事例を幅広く紹介し、経験の少ない職員が関心を持つことができるよう支援する。
活動目標	
Y	京都府内における具体の PPP/PFI 案件の形成
Y	府内地方公共団体の PPP/PFI に対する意識改革
Y	案件形成に資する実効性のある支援メニューの構築
詳細データ	
取組体制	庁内体制 PF 担当部局 事業所管課との調整方法
	京都府総務部府有資産活用課 ・基本構想段階からプラットフォーム担当部局と事業所管部局で民間活力の活用について協議、その中で地域プラットフォーム活用のタイミングを調整
ガイドライン	優先的検討規程
	「京都府 PFI 事業導入指針」

	<p>「PFI 導入可能性検討（スクリーニング）の実施に関するガイドライン」（京都府）</p> <p>「京都市 PFI 導入基本指針」（京都市）</p>
運営体制	<p>コアメンバー</p> <p>Y 産：民間事業者</p> <p>Y 公：京都府及び公民連携に関心がある京都府内の地方公共団体</p> <p>Y 学：京都府立大学（京都地域未来創造センター）</p> <p>Y 金：(株)京都銀行</p> <p>Y アドバイザー：(株)日本政策投資銀行、東洋大学</p>
	<p>運営</p> <p>Y 京都府、京都銀行</p>
	<p>コアメンバー間の役割分担</p> <p>推進主体： 京都府</p> <p>企画立案： 京都府、各地方公共団体、京都銀行、京都府立大学等</p> <p>情報発信： 京都府、京都銀行等</p> <p>運営ロジ： 京都府、各地方公共団体</p>
	<p>予算等：</p> <p>予算確保の方法： ・内閣府地域プラットフォーム形成支援事業(2017年度)内閣府と国土交通省、本プラットフォームとの間で「PPP・PFI 促進に関する協定」を締結(2019年度～)し、講師等の専門家派遣などの支援を受けている</p> <p>・会場費：京都府立大学、京都銀行、京都府又はプラットフォームを開催する地方公共団体の施設を利用</p> <p>・参加費：無料（交流会は1～2千円程度の参加費（軽食等）で企画）</p> <p>予算規模：</p> <p>主な費用：</p>
参加者	<p>対象者</p> <p>Y 公民連携に関心のある民間事業者・団体、大学、金融機関、府内自治体の公民連携・施設整備実務担当者等</p>
	<p>人数規模</p> <p>Y 約50名～100名/回</p>
	<p>参加者リスト</p> <p>Y リストの整備：有り</p> <p>Y リストの公表：非公表</p>
	<p>参加者への案内、参加受付方法</p> <p>参加者への案内：開催案内等につき、事務局の各社ホームページで公表、過去の参加者にメールで案内</p> <p>参加者の受付方法：事務局である京都銀行に申込み（FAX又はメール）、2021年度以降は受付フォーム（京都府電子申請システム）にて取りまとめ</p>
運営の準備	<p>会場の確保方法</p> <p>Y 京都府立大学、(株)京都銀行、プラットフォームを開催する地方公共団体の施設を利用</p>

		官民対話等の題材準備方法 講演： 事務局で題材を設定、内閣府又は国交省等と連携して専門家を選定・招へい、地方公共団体には事務局から依頼 官民対話等： 京都銀行を進行役、京都府立大学をコーディネーターとして進行、PPP サポーター（国交省）からの助言等 個別事業の紹介： 事務局から各地方公共団体所管課に依頼 報告： 事務局にて準備
これまでの活動内容	セミナー等の開催	R2 第1回 (京都府立都市公園ビジネスマッチングフォーラム) 「山城総合運動公園(太陽が丘)の運営管理と魅力向上について」
		R2 第2回 「福知山市・新文化ホール整備に向けたサウンディング調査」
		R2 第3回 「宮津市・市有物件の有効活用に向けたサウンディング調査」

活動の様子

【ワークショップ】



【講演】



【事例研究】



【府内地方公共団体からの報告】



【令和2年度第1回 活動の内容（web開催）】



公民連携により整備したアウトドアフィールド施設

- ・ 京都府公民連携プラットフォームのネットワークを活用して、アウトドア事業者のマッチングを実施。公民連携により、京都府立山城総合運動公園内の「冒険の森エリア等」におけるアウトドアフィールド施設の整備を実現するとともに、公園における公民連携の可能性を検討した。

3. ふじのくに官民連携実施塾（静岡県）

形成の背景	
地域において PPP/PFI 手法活用に取り組む理由	
Y	自治体の財政が厳しさを増す中、県・市町とも、民間の資金・ノウハウを事業に生かす官民連携手法（PPP/PFI）の積極的な導入を目指している。
Y	しかし、官民双方における知識・ノウハウの不足などから、実績のある自治体、地域は限られているのが現状である。
Y	このため、県・市町・企業・金融機関が集まり、官民連携について勉強、意見交換する「場」として、令和元年に官民連携プラットフォームを設置した。
地域において PPP/PFI 事業に取り組む上での課題	
Y	官民双方における知識・ノウハウの不足
広域プラットフォームに取り組む理由	
Y	ふじのくに官民連携実施塾は、東部、中部、西部の3つの地域 PF を包含するものであるが、中部及び西部には、静岡市と浜松市が既に地域 PF を設置し推進体制も確立されているため、静岡県は、新たな「場」を設定（県東部地区）する他、静岡県は両市と連携する形で地域 PF を推進する。
Y	静岡県は、既存のプラットフォーム（静岡市・浜松市）との調整を担い、県内どの市町であっても検討中の事業案件で官民対話に参加できるような体制を整えている。
活動目標	
Y	各地域でプラットフォームの熟度や性格が異なるので、画一的な運営はせず、地域ごと柔軟に取り組む。
詳細データ	
運営体制	運営メンバー
	Y 産：-
	Y 官：静岡県、富士市（共催）、沼津市（共催）、三島市（共催）
	Y 学：-
Y 金：(株)静岡銀行（共催）、(株)日本政策投資銀行（共催）	
運営体制	コアメンバー間の役割分担
	推進主体： 静岡県
	企画立案： 静岡県
	情報発信： 静岡県
運営ロジ： 静岡県	
運営体制	予算等
	予算確保の方法： 静岡県一般会計
	予算規模： -
	主な費用： 印刷費、会場使用料等
参加者	対象者
	Y 県内自治体、県内及び隣県の民間事業者及び金融機関を中心に広く対象
	人数規模
	Y (R2) - 名/回（新型コロナウイルス感染症の影響で対面開催中止のため）
	Y (R3) 75 名/回（オンライン参加）
参加者	参加者リスト
	Y リストの整備：有り
	Y リストの公表：非公開
参加者	参加者への案内、参加受付方法
	参加者への案内： 電子メール・郵送・静岡県公式サイトへの掲載

		参加者の受付方法： オンラインフォームによる申込
	運営の準備	会場の確保方法 Y (R2) 公共施設 (予約後、新型コロナウイルスの影響のため中止) Y (R3) 確保せず (オンライン開催のため)
		官民対話等の題材準備方法 講演： PPP / PFI 専門家派遣 (内閣府) 等を活用 官民対話： 静岡県各部局及び県内市町に案件を照会 個別事業の紹介： 静岡県各部局及び県内市町から要望あれば実施 報告： 静岡県各部局及び県内市町から要望あれば実施
これまで の活動 内容	セミナー 等の 開催	ふじのくに官民連携実践塾 R2 令和3年2月17日~3月16日 【サウンディング案件の動画配信】 Y 静岡県 (静岡県有林の活用) Y 掛川市 (上西郷地区整備推進事業)
		静岡市 PPP/PFI 地域プラットフォーム R2 令和3年2月24日~26日 【サウンディング案件】 Y 静岡市 (大浜公園再整備、浜石野外センター利活用、アリーナ誘致の取組み) Y 東海財務局 (国家公務員宿舎跡地利用) Y 吉田町 (シーガーデン賑わい創出事業) Y 静岡県 (静岡県有林の活用)
		浜松市官民連携地域プラットフォーム R2 第1回 令和2年9月25日 Y 掛川城公園の指定管理者制度導入について Y 掛川城公園の管理運営について Y PPPのあり方について
		浜松市官民連携地域プラットフォーム R2 第2回 令和2年11月5日 Y コンセッション案件に対する取組と最新動向について Y 掛川市健康ふれあい館 (大東温泉シートピア) 利活用事業 Y 浜松市中央卸売市場の再整備について
		浜松市官民連携地域プラットフォーム R2 第3回 令和3年1月22日 【市が推進する事業の紹介】 Y 市が発行する印刷物、保有する資産等の広告活用について Y アダプト制度の紹介について Y 浜松市生きものパートナーシップ協定について Y 浜松市市民音楽ホールのネーミングライツについて Y 官民連携プラットフォームについて
活動の イメージ		活動の様子 (R1 対面開催時の対話の様子) 

4 . 山口地域 PPP/PFI 官民連携プラットフォーム（株YMFGZONE プラニング等）

形成の背景	
地域において PPP/PFI 手法活用に取り組む理由	
Y 地域内の自治体においては厳しい財政状況の中、民間の資金・ノウハウ等を活用して、真に必要な社会資本の整備・維持管理・更新を着実に実施するとともに、民間事業者においては事業機会拡大による経済成長を実現するため。	
地域において PPP/PFI 事業に取り組む上での課題	
Y PPP/PFI 事業の創出には行政・民間事業者双方の参画が必要となるが、経験が乏しく、知識やノウハウ、人材が不足している。	
広域プラットフォームに取り組む理由	
Y 地域を超えた情報発信により、自治体にとっては近隣他県の取組状況を知ることができ、民間事業者にとっては新たなビジネスエリア拡大が期待できる。	
備考	
Y 現在では全プログラムを完全 WEB 開催とすることによって、YMFG ZONE プラニングが運営主体である広島県 PPP/PFI 地域連携プラットフォームや北九州地域 PPP/PFI 官民連携プラットフォームとの合同開催を実施している。	
Y WEB 開催とすることにより、講師、参加者（自治体・民間事業者）ともに場所を問わない運営が可能。定員増員が可能となったことで地域プラットフォームの情報発信機能も向上し、地域内外の民間事業者の参加にも繋がっている。	
活動目標	
Y 地域プラットフォームを活用して、PPP/PFI 官民連携のノウハウ向上や機運醸成を図るセミナーの実施に加え、「官民対話（サウンディング）」をプログラムの柱とすることで、案件創出を促し、民間主導による活性化に繋げる。	
詳細データ	
運営体制	コアメンバー
	Y 産：(株)YMFG ZONE プラニング
	Y 官：山口県、下関市
	Y 学：
Y 金：(株)山口フィナンシャルグループ、(株)山口銀行	
Y その他：	
運営	運営
	Y YMFG ZONE プラニング
	コアメンバー間の役割分担
	推進主体： (株)YMFG ZONE プラニング、山口県、下関市、(株)山口フィナンシャルグループ、(株)山口銀行
企画立案： (株)YMFG ZONE プラニング	
情報発信： (株)YMFG ZONE プラニング、山口県、下関市、(株)山口フィナンシャルグループ、(株)山口銀行	
運営ロジ： (株)YMFG ZONE プラニング	
予算等	予算等
	予算確保の方法： (株)山口フィナンシャルグループから予算措置
	予算規模： -
	主な費用： 講師謝礼
参加者	対象者
	(産) 県内事業者を問わず、多様な地域及び業種の民間事業者

		<p>(官) 地域内の地方公共団体 (学) 地域内の大学 (金) 地域金融機関等</p> <p>人数規模 Y 200 名程度</p> <p>参加者リスト Y リストの整備：有り Y リストの公表：非公表</p> <p>参加者への案内、参加受付方法 参加者への案内：事務局 HP で公表、過去の参加者へメールで案内 参加者の受付方法：QR コードまたは URL から WEB 申し込み</p>
	運営の準備	<p>会場の確保方法 Y 令和 2 年度 第 2 回より 3 地域合同 WEB 開催のため会場確保は不要</p> <p>官民対話等の題材準備方法 講演：事務局で題材を設定、専門家を選定・招聘、地方公共団体へは事務局から依頼 官民対話：事務局にてファシリテーターを務め、相談自治体からの事前質問を中心に対話を実施 個別事業の紹介：なし 報告：なし（官民対話議事録は事務局が作成の上、相談自治体に送付）</p>
これまでの活動内容	セミナー等の開催	<p>R2 第 1 回（令和 2 年 8 月 5 日）WEB 開催 【セミナー】 Y 「公共施設はサードプレイス、からファーストプレイスへ」講師：株式会社 マナビノタネ代表取締役 森田 秀之 氏 【官民対話】 （オープン型） Y 下関市 「菊川自然活用村民間活力導入可能性について」 Y 下関市 「旧長府博物館改修事業」 Y 周南市 「徳山動物園リニューアル事業における民間活力の導入検討」 Y 宇部市 「真締川公園再整備に係る民間活力導入（P-PFI）について」 （クローズ型） Y 和木町 「幼稚園跡地の利活用」 Y 下関市 「安岡地区複合施設整備事業」</p> <p>R2 第 2 回 山口・広島・北九州 3 地域合同 WEB 開催 【セミナー（令和 2 年 10 月 28 日）】 Y 「最近の PPP/PFI 動向について」講師：民間資金等活用事業推進機構 代表取締役社長 半田 容章 氏 Y 「津山市が進める公民連携事業について」講師：岡山県 津山市 総務 部 財産活用課 FM 推進係 参事 川口 義洋 氏 Y 「インフラの包括的民間委託について」講師：新潟県三条市 建設部建設課 課長補佐 小山 正幸 氏 Y 「地域における PPP/PFI の動向について」講師：YMFZ ZONE プラニング 【官民対話（令和 2 年 10 月 29 日）】 （オープン型） Y 山口県 光市 「光駅拠点整備事業」 Y 山口県 周南市 「徳山動物園リニューアルにおける民間活力の導入検討」 （クローズ型）</p>

	<p> ¥ 山口県 周南市「徳山駅周辺官民連携（PPP）管理運営事業」 ¥ 広島県 広島市「大芝公園交通ランドリリニューアル」 R2 第3回 山口・広島・北九州3地域合同 WEB 開催 【セミナー（令和3年2月2日）】 ¥ 「公共施設マネジメントにおける公民連携事業の必要性」講師：神奈川県 秦野市 上下水道局 参事 兼 経営総務課長 志村 高史氏 ¥ 「ソフト事業における公民連携の実現（導入編）」講師：神戸市 企画調整局 つなぐラボ担当部長 藤岡 健 氏 ¥ 「新型コロナ現象による公園の在り方の変化」講師：国土交通省 PPP サポーター、元国土交通省公園緑地・景観課長 町田 誠 氏 ¥ 「遊休物件の利活用によるエリア再生の取り組み」講師：(株)ワークヴィジョンズ 代表取締役 西村 浩 氏 【官民対話（令和3年2月3日、4日）】 （オープン型） ¥ 広島県 府中市「矢野温泉公園四季の里および隣接する施設の利活用」、 「羽高湖森林公園キャンプ場及び隣接する施設の利活用」、 「河佐峡および隣接する施設の利活用」 ¥ 広島県 東広島市「公有財産の有効活用」 （クローズ型） ¥ 山口県光市「光駅拠点整備 事業」 ¥ 広島県広島市「大芝公園交通ランドリリニューアル事業」 ¥ 山口県山陽小野田市「LABV プロジェクト」 ¥ 大分県中津市「温泉施設 本耶馬溪・西谷温泉の活性化」 </p>
<p> 活動のイメージ </p>	<p> 活動の様子（ WEB 開催における官民対話） </p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin: 0 20px; font-size: 2em;">➔</div>  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p>従来の実施状況</p> <p>WEB の実施状況（事務局）</p> </div>

5 . ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム（岐阜大学等）

ぎふ PPP/PFI 推進フォーラムは地方公共団体以外が運営する広域プラットフォームです。

形成の背景	
地域において PPP/PFI 手法活用に取り組む理由	
Y	地方自治体にとっては、厳しい財政状況が続き、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっているなか、効率的かつ効果的な公共施設等の整備を進めるために、民間の資金やノウハウを活用していくこと、いわゆる民間の創意工夫を活かした PPP/PFI 事業の推進が不可欠となってきた。
地域において PPP/PFI 事業に取り組む上での課題	
Y	特に、地域経済の活性化・地方創生の観点から、地方公共団体の案件形成能力の向上や、その受け皿となる地域企業にとって PFI 事業の担い手としての能力向上は必須であり、さらには参画しやすい環境整備を図ることが重要である。
広域の地域プラットフォームに取り組む理由	
Y	平成 28 年 5 月に改訂された「PPP/PFI 推進アクションプラン」において、地域における PPP/PFI の活用を推進し、地域経済の好循環を拡大するため、産官学金による勉強会や官民対話等を行う地域プラットフォームの形成推進が掲げられており、より広域的な地域プラットフォームの形成推進が求められている。
活動目標	
Y	岐阜県内の PPP/PFI 案件の更なる形成に向けた産官学金による情報交換や情報提供
Y	岐阜県内産官学金が PPP/PFI 手法に関する正しい知識を学び、自治体、金融機関、民間事業者の案件形成能力を高め、官民双方のマッチングの場を提供すること
詳細データ	
運営体制	コアメンバー
	Y 産：岐阜県商工会議所連合会、(株)十六総合研究所、岐阜 PPP/PFI 研究会 ¹
	Y 官：岐阜県、岐阜市
	Y 学：岐阜大学
	Y 金：(株)十六銀行
1 岐阜 PPP/PFI 研究会とは 2000 年設立。県内民間企業 20 社からなる研究会	
運営	運営
	Y 事務局：(株)十六銀行、(株)十六総合研究所、岐阜 PPP/PFI 研究会
	コアメンバー間の役割分担（R2 年度）
	推進主体： 国立大学法人 東海国立大学機構 岐阜大学、岐阜県、岐阜市 企画立案： 推進主体及び事務局からなる企画運営会議 情報発信： 岐阜大学 高木教授のホームページ https://www1.gifu-u.ac.jp/~a_takagi/
	運営ロジ： 上記の運営の事務局
予算等	予算等
	予算確保の方法： 岐阜 PPP/PFI 研究会、(株)十六銀行
	予算規模： 約 50 万円/年
	主な費用： 講師謝金・交通費、資料印刷、チラシ作成・印刷
参加者	対象者
	Y (産) 主に県内の民間事業者
	Y (官) 岐阜県内の地方自治体 他
Y (学) 岐阜大学	
Y (金) (株)十六銀行他、地域金融機関	
人数規模	人数規模
	Y H29：5 回開催 延べ 430 名

	<p>Y H30 : 3 回開催 延べ 296 名</p> <p>Y H31 (R1) : 3 回開催 延べ 217 名</p> <p>Y R2 : 3 回開催 延べ 246 名 合計 1,189 名</p> <p>Y R3 (12 月現在) : 2 回開催 延べ 172 名 (R4 年 2 月開催予定)</p> <p>参加者リスト</p> <p>Y リストの整備 : セミナー開催毎に作成</p> <p>Y リストの公表 : セミナー参加者へ機関名を配布</p> <p>参加者への案内、参加受付方法</p> <p>参加者への案内 : 岐阜大学のホームページ、岐阜県より自治体への案内メール、(株)十六銀行の顧客への案内、岐阜 PPP/PFI 研究会からのメールにより情報発信</p> <p>参加者の受付方法 : フォーラムアドレスのメールにて受付し、事務局がとりまとめる</p>
運営の準備	<p>会場の確保方法</p> <p>Y 岐阜大学が年度当初に、JR 岐阜駅前の岐阜大学サテライトキャンパスを確保</p> <p>官民対話等の題材準備方法</p> <p>講演 : 企画運営会議によって講演のテーマの方向性を決定し、事務局が具体的に講師を選定し調整</p> <p>官民対話 : 事務局が WS を希望する自治体と調整し、WS の内容を取りまとめ報告</p> <p>個別事業の紹介 : 個別事業の紹介を希望する自治体が、セミナーにて紹介。資料等の印刷は事務局。サウンディング用のアンケートを実施する場合には当該自治体が用意しセミナー時に配布</p> <p>報告 : 報告を希望する自治体が題材を準備し、事務局が資料を印刷</p>
これまでの活動内容	<p>セミナー等の開催</p> <p>R2 第 1 回 (令和 2 年 7 月 22 日)</p> <p>【セミナー】</p> <p>Y PPP/PFI の最近の動向について (内閣府 民間資金等活用事業推進室 企画官 阿部 俊彦 氏)</p> <p>Y 地域の企業における公民連携事業の取組み (船谷ホールディングス(株) 代表取締役 船谷 哲司 氏)</p> <p>R2 第 2 回 (令和 2 年 11 月 18 日)</p> <p>【セミナー】</p> <p>Y 文教施設における PPP/PFI の最近の動向について (内閣府 PPP/PFI 専門家 (株) 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門地域・共創デザイングループ マネジャー 板垣 晋 氏)</p> <p>【報告・WS】</p> <p>Y 坂祝町町民ふれあいプール民間活力導入調査について</p> <p>Y (仮)笠松町リバーサイドタウンかさまつ計画について</p> <p>Y 瑞浪駅周辺まちづくりに係る複合施設の整備について</p> <p>R2 第 3 回 (令和 3 年 2 月 19 日)</p> <p>【セミナー】</p> <p>Y 成果連動型官民連携手法 PFS/SIB (株)日本政策投資銀行 地域企画部 小野 寺 信吾氏、宮澤 恵太氏)</p> <p>Y 地元企業による道の駅 PFI 事業への参入とその効果 「つくっているのは、元気です 加和太建設」(加和太建設(株) 代表取締役 河田 亮一 氏)</p>

活動の
イメージ

活動の様子

【第 12 回セミナー】Web で講演



【コロナ対策啓発ポスターの掲示】



【第 13 回セミナー】（定員 60%の様子）



【ワークショップ】



PPP/PFI 地域プラットフォーム運用マニュアル 事例リスト

	PF 名	図表
1	川崎市 PPP プラットフォーム	図表 12 地域プラットフォームの担当部局と庁内実施体制 図表 13 地域プラットフォームの活動方針のイメージ 図表 25 プログラム事例 図表 29 PPP/PFI の検討プロセスで地域プラットフォームの活用を位置付けている事例 図表 32 地域 PPP/PFI プラットフォームを活用したオープン型の官民対話とクローズ型の官民対話の例
2	とやま地域プラットフォーム	図表 12 地域プラットフォームの担当部局と庁内実施体制 地域プラットフォームの事例
3	あおもり公民連携事業研究会	図表 12 地域プラットフォームの担当部局と庁内実施体制 図表 25 プログラム事例 図表 32 地域 PPP/PFI プラットフォームを活用したオープン型の官民対話とクローズ型の官民対話の例
4	山口地域 PPP/PFI 官民連携プラットフォーム	図表 12 地域プラットフォームの担当部局と庁内実施体制 図表 25 プログラム事例 図表 33 下関市「安岡地区複合計画施設整備事業」検討における官民対話から事業開始までの取組履歴 地域プラットフォームの事例
5	ふくい地域プラットフォーム	図表 24 地方公共団体以外が主体となっている地域プラットフォーム P60 5. 多様なテーマ設定（公有資産利活用）
6	ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム	図表 24 地方公共団体以外が主体となっている地域プラットフォーム 地域プラットフォームの事例
7	沖縄地域 PPP/PFI プラットフォーム	図表 24 地方公共団体以外が主体となっている地域プラットフォーム P59 3. 特定のテーマに対する取組み（給食センター部会）
8	京都府公民連携プラットフォーム	図表 25 プログラム事例 地域プラットフォームの事例
9	福岡 PPP プラットフォーム	図表 25 プログラム事例 P61 7. 地域企業の参画促進
10	ふじのくに官民連携実施塾	地域プラットフォームの事例